研修テキスト

（自動車保管場所証明）

神奈川県行政書士会

第１章　自動車保管場所の確保と自動車保管場所証明

自動車を保有するときには、道路以外の場所に保管場所を確保しなければならない。併せて、自動車の保管場所の確保に関する法律では、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的としている。

【参考条文】自動車の保管場所の確保等に関する法律第１条

第１節　自動車保管場所証明が必要な場合

１．新規登録[登録自動車を購入する場合等]
　　道路運送車両法第４条、第７条
２．変更登録[登録自動車を所持する使用者が引越しをする場合等]
　　道路運送車両法第１２条
３．移転登録[使用者の名義を変更する場合（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る）等]
　　道路運送車両法第１３条

【参考条文】自動車の保管場所の確保等に関する法律第４条

第２節　自動車保管場所証明の適用が除外される場合

１．事業用自動車盗は、道路運送法・貨物自動車運送事業法・貨物利用運送事業法によって車庫の確保が義務付けられているため、自動車の保管場所証明の確保等に関する法律の適用外となる。

【参考条文】自動車の保管場所の確保等に関する法律第１３条

２．自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の附則第２項別表第一に定められた以外の村の地域においては、自動車の保管場所の確保等に関する法律の適用外となる。

【参考】神奈川県における適用外地域は愛甲郡清川村である。

第２章　自動車保管場所手続きに関する注意事項

第１節　自動車保管場所（車庫）の要件とは

１．自動車の使用の本拠の位置（個人の場合は住所地又は居所、法人の場合は事務所の所在地）から直線距離で２キロメートル以内であること。

２．道路から支障なく出入りでき、かつ、自動車全体を収容できるものであること。

３．保管場所（車庫）を使用する権原を有すること。

※以上の要件すべてを満たさなければ、保管場所として認められない。

第２節　登録自動車とは

二輪車、軽自動車、小型特殊　以外の自動車の総称である。

第３節　使用の本拠の位置とは

個人の場合は、住所地又は居所で、法人の場合は、事務所の所在地となる。

第３章　自動車保管場所証明の手続き

第１節　登録自動車の保管場所（車庫）証明の交付申請手続き（書面申請）

１．申請に必要な書類

●自動車保管場所証明申請書（２通）及び保管場所標章交付申請書（２通）
［４枚組１セット］

※申請者の住所と使用の本拠の位置が異なる場合は、使用の本拠の位置を証明する資料を添付する必要がある。

【例】公共料金の領収書（写）、営業証明書（写）、使用の本拠の位置への消印付き郵便物　等

●保管場所の所在図・配置図

●保管場所使用権原疎明書面（自認書）［保管場所が申請者の土地、建物の場合に使用］
または、保管場所使用承諾証明書［保管場所が申請者以外の土地、建物の場合に使用］

※駐車場賃貸借契約書（写）で、契約内容によっては承諾証明書の代わりとなる場合がある。ただし、保管場所の位置、契約期間、貸主、借主（申請者）の記名押印があるものに限ることや、車両限定の有無など、契約内容により申請する車の使用権原が認められない場合もある。

※使用期間については、申請日が使用期間内であり、かつ申請日から１か月以上の使用権原を有すること。

２．手数料

●自動車保管場所証明書交付申請手数料　2,100 円（神奈川県収入証紙による納付）

●保管場所標章交付手数料　500 円（神奈川県収入証紙による納付）

３．申請書の提出先及び受付時間

●提出先・・・保管場所（車庫）を管轄する警察署

●受付時間・・月曜日から金曜日（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の間は除く）
午前 8 時 30 分から午後 0 時、及び午後 1 時から午後 5 時 15 分

４．その他

●申請後の記載内容に変更がある場合は、新たな申請となってしまう。
なお、証明書交付後の訂正はできない。
●申請受理後の手数料は、自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例に基づき、返還されない。証明不可、取下げの場合も返還されない。
●保管場所等に支障、不足がなければ、1 週間程度で証明書及び標章が交付される。

第２節　登録自動車の保管場所（車庫）変更の届出手続き

１．保管場所変更の手続きが必要な場合

●使用の本拠の位置を変えずに、保管場所の位置を変更した場合
●運送事業用自動車を引き続き自家用自動車として使用する場合は、運輸支局等での手続終了後に届出する必要がある

２．届出に必要な書類

●自動車保管場所届出書（１通）及び保管場所標章交付申請書（２通）
［３枚組１セット］

※申請者の住所と使用の本拠の位置が異なる場合は、使用の本拠の位置を証明する資料を添付する必要がある。

【例】公共料金の領収書（写）、営業証明書（写）、使用の本拠の位置への消印付き郵便物　等

●保管場所の所在図・配置図

●保管場所使用権原疎明書面（自認書）［保管場所が申請者の土地、建物の場合に使用］
または、保管場所使用承諾証明書［保管場所が申請者以外の土地、建物の場合に使用］

※駐車場賃貸借契約書（写）で、契約内容によっては承諾証明書の代わりとなる場合がある。ただし、保管場所の位置、契約期間、貸主、借主（申請者）の記名押印があるものに限ることや、車両限定の有無など、契約内容により申請する車の使用権原が認められない場合もある。

※使用期間については、申請日が使用期間内であり、かつ申請日から１か月以上の使用権原を有すること。

３．手数料

保管場所標章交付手数料　　500 円（神奈川県収入証紙による納付）

４．届出書の提出先及び受付時間

●提出先・・・保管場所（車庫）を管轄する警察署

●受付時間・・月曜日から金曜日（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の間は除く）
午前 8 時 30 分から午後 0 時、及び午後 1 時から午後 5 時 15 分

第３節　軽自動車の保管場所（車庫）届出手続き

１．届出の手続きが必要な場合

●新車を購入した場合
●中古車の購入等により、保管場所が変わった場合
●届け出後に保管場所が変わった場合
●引越しにより保管場所が変わった場合

【参考】軽自動車検査協会に、登録（ナンバープレートの取得）前でも届出手続きをすることが可能である。

２．警察への届出が必要な地域（適用地域）

次の地域に、使用の本拠の位置がある場合に届出が必要となる。
・横浜市　・川崎市　・藤沢市　・横須賀市　・相模原市（津久井警察署管内を除く）
・平塚市　・厚木市　・大和市　・茅ヶ崎市　・小田原市
・鎌倉市　・秦野市　・座間市　・海老名市

３．届出に必要な書類等

●自動車保管場所届出書（１通）及び保管場所標章交付申請書（２通）
［３枚組１セット］

※すでに自動車検査証を取得している場合は、自動車検査証の写しを添付

●保管場所の所在図・配置図

●保管場所使用権原疎明書面（自認書）[保管場所が申請者の土地、建物の場合に使用]
または、保管場所使用承諾証明書[保管場所が申請者以外の土地、建物の場合に使用]

※駐車場賃貸借契約書（写）で、契約内容によっては承諾証明書の代わりとなる場合がある。ただし、保管場所の位置、契約期間、貸主、借主（申請者）の記名押印があるものに限ることや、車両限定の有無など、契約内容により申請する車の使用権原が認められない場合もある。

※使用期間については、申請日が使用期間内であり、かつ申請日から１か月以上の使用権原を有すること。

４．手数料

保管場所標章交付手数料　　500 円（神奈川県収入証紙による納付）

５．届出書の提出先及び受付時間

●提出先・・・保管場所（車庫）を管轄する警察署

●受付時間・・月曜日から金曜日（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の間は除く）
午前 8 時 30 分から午後 0 時、及び午後 1 時から午後 5 時 15 分

第４節　再交付申請（証明書・標章）の手続き

１．申請の手続きが必要な場合

●保管場所証明書の再交付
すでに交付を受けた証明書と同一の内容で、再取得を必要とする場合
※（証明日から１か月以内のものに限ります。）

●保管場所標章及び標章通知書の再交付
滅失、損傷、識別困難、その他の理由により、標章貼付が出来ない場合

２．申請に必要な書類

●保管場所証明書再交付
自動車保管場所証明申請書（２通）

●保管場所標章再交付
保管場所標章再交付申請書（２通）

３．手数料

●保管場所証明書再交付申請手数料　400 円（神奈川県収入証紙による納付。）
●保管場所標章再交付手数料　　500 円（神奈川県収入証紙による納付。）

第５節　登録自動車の保管場所（車庫）証明の交付申請手続き（電子申請）

１．電子申請前に準備するもの

●インターネットに接続可能なパソコン
●添付書類を読み込むスキャナー
●マイナンバーカードとカードリーダー
　※行政書士が代理申請する場合は行政書士専用電子証明書（セコム）
●手数料等を振り込むためのインターネットバンキングへの登録等

２．電子申請ができる対象範囲

●新車新規登録[新しく（自動車登録をしていない）自動車を購入した場合]
●中古車新規登録[利用が一時的に中止されている登録自動車を購入した場合]
●変更登録[登録自動車を所持する使用者が引越しをする場合等]
●移転登録[使用者の名義を変更する場合（使用の本拠の位置の変更を伴う。）等]
※軽自動車の届出は、現在のところ利用ができない。

３．電子申請の窓口

●申請サイト（自動車保有関係手続のワンストップサービス）http://www.oss.mlit.go.jp

４．手数料

●自動車保管場所証明書通知申請手数料　2,100 円(インターネットバンキングによる納付)
●保管場所標章交付手数料　　500 円(インターネットバンキングによる納付)

５．その他

●車庫証明だけの電子申請はできない。
　自動車を保有するために必要な手続き（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税の納税等、手数料等の納付）の一括申請となる。

●申請受理後の手数料は、自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例に基づき返還されない。(取下げ、証明不可の場合を含む

●24 時間、どこからでも申請できる。

第４章　その他の参考情報等

１．押印の見直しについて

令和 2 年 7 月 17 日に閣議決定した「規制改革実施計画」により押印の見直しが行われ、自動車保管場所証明の関係では、令和 2 年 12 月 28 日より「申請書・届出書」「保管場所使用権原疎明書面（自認書）・保管場所使用承諾証明書」を含むすべての書面において押印が不要となった。

委任状については各県において取扱いが相違するが、受託関係を明確にするためにも依頼者の押印を求めることを推奨する。

２．受付時間及び交付までの日数について

受付時間は午後 5 時 15 分までとなっているが、警察署によっては終了間際の申請は翌日付けの受付けになる。

また、交付までの日数は、神奈川県警察本部の公式の発表では 1 週間程度となっているが、実際には若干短縮されている。

３．車台番号が未確定の申請について

申請時に車台番号が確定していなくても申請書は受理される。ただし、車台番号が未確定のうちは交付されない。交付の際、受付票の裏面の車台番号記入欄に記入して提出すると、警察署の担当者が証明書の車台番号欄に記入した上で交付される。

４．手数料の免除及び収入証紙について

手数料が免除される申請者は国、地方公共団体、学校法人法第 1 条に規定する学校である。

書面による証明申請の場合、証明書交付申請手数料の 2,100 円分の証紙のみを貼付して提出し、標章交付手数料の 500 円分の証紙は原則として交付時に提出する。

神奈川県収入証紙は国立印刷局にて印刷されている。ほかの県でも国立印刷局で印刷している県があり、図柄が同じなので、他県からの依頼で証紙が貼付されてきた場合などは注意が必要である。（他県の収入証紙は神奈川県では使用できない。）

５．新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急事態宣言が発出中の特例について

緊急事態宣言の発出中は郵送による申請ができる。(神奈川県警察本部のホームページ参照)
https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf4020.htm

６．神奈川県行政書士会ＶＯＤ研修

新入会員実務研修１４－１　タイトル：車庫証明　講師：高野正芳会員

自動車保管場所証明申請書の記載例及び記載要領

神奈川県警察

各項目には、
完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入してください。

※　数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。
ゼロ　オー　ディー　イチ　アイ　ニ　ゼット　ハチ　ビー　ブイユー
〔０と○又はＤ、　１とＩ、　２とＺ、　８とＢ、　ＶとＵ〕などに注意してください。

別記様式第１号（第１条関係）

自　動　車　保　管　場　所　証　明　申　請　書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
ト　ヨ　タ	ＥＣＴ－５４	ＥＣＴ５４－Ｂ３００７８９	長さ　４６５　センチメートル 幅　１６９　センチメートル 高さ　１５８　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	横浜市中区海岸通２丁目４番１号　日本マンション101号室
自動車の保管場所の位置	横浜市中区海岸通１丁目２８番１号　日本駐車場　ＮＯ．５
保管場所標章番号	９６０００５４６０（同一場所で証明を取得した車両がない場合は、記入する必要はありません。）

記入する

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

申請書の提出日を記入

○　○　○　警察署長 殿

提出先は、保管場所を管轄する警察署です。

申請者　〒（ 231-8403 ）　令和　○○ 年　○○月　○○日
住　所　横浜市中区海岸通２丁目４番１号
日本マンション101号室
電話番号（ 045 ） 211 局 1212 番
フリガナ　カ ナ ガワ　タ ロウ
氏　名　神 奈 川　太 郎

記入しない

第　　号

自　動　車　保　管　場　所　証　明　書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。
年　　月　　日

記入しない

警 察 署 長　印

記入する

申請区分		
新　規	名義変更	
住所変更	再 交 付	

保管場所の所有者	
自己単独所有	その他

自動車登録番号	申請する自動車にナンバー（登録番号）がある場合は記入してください。

連絡先	携帯電話 090-1111-1111 神奈川花子 045-222-2222

【申請区分】該当する申請に○印をつけてください。
新規・・・・新車、中古車の購入で現在ナンバーがついていない場合
住所変更・・引越し等で住所を変え、変更登録する場合
名義変更・・所有者の名義を変え、移転登録する場合
再交付・・・紛失等で証明書の再交付をする場合（証明書の再交付は証明日から１か月以内の場合に限ります）

【保管場所の所有者】
申請する保管場所の所有者に○印をつけてください。
自己単独所有・・・自認書を添付
その他・・他人所有や共有の場合は、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等を添付

※ 申請手数料（県収入証紙を貼付）

証明書交付申請	２，１００円
標章交付申請	５００円
証明書再交付申請	４００円
標章再交付申請	５００円

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で、右に詰めて記入してください。
（ミリ単位は切り捨てる）

【使用の本拠の位置】
〔個人の場合〕
実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。
《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》
〔法人の場合〕
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。
本社、営業所等の所在地です。
《通常は、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

【保管場所標章番号】
申請者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号が分かれば記入してください。

【申請者住所・氏名】
車検証の使用者欄にあたる箇所です。
〔個人の場合〕
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。
氏名欄は、記名又は署名のみでも可。
※氏名にはフリガナをつけてください。
〔法人の場合〕
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を記入し、法人の代表者名を併記してください。

【連絡先】
日中問合せ可能な連絡先（携帯電話番号等）を記入してください。

※　注意事項

- この書類は４枚で１組となっていますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。（消すことのできるボールペンは使用不可）
  ★所在図及び配置図　　★保管場所使用権原疎明書面（自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等）
- 申請内容に不明な点がある場合は、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。
- 証明書の交付とともに保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。
- 証明書交付後の訂正はできませんので、内容を確認して提出してください。なお、交付後、記載事項に誤りがある場合は、新たな申請となります。
- 証明書の有効期限（証明日から１か月）以内に「使用の本拠の位置」を管轄する陸運支局へ提出してください。有効期限後は、新たな申請となります。
- この書類を申請者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。

別記様式第1号（第1条関係）

運輸支局長提出用

自　動　車　保　管　場　所　証　明　申　請　書

車　名	型　式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	
※ 保管場所標章番号	

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

警察署長　殿

〒（　　）　　年　　月　　日

申請者　住所

（　　）　　局　　番

フリガナ

氏名

第　　号

自　動　車　保　管　場　所　証　明　書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　　月　　日

警察署長

申請区分	新規	名義変更
	住所変更	再交付

保管場所の所有者
自己単独所有・その他

自動車登録番号	

連絡先	

備考　1　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2　1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3　申請者は、氏名を記名又は署名する。

4　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※　この証明書を運輸支局へ提出する期限は、証明日から「一か月」です。

別記様式第1号（第1条関係）

警察署長提出用

自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	
※ 保管場所標章番号	

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

警察署長 殿

〒（　　）　　年　　月　　日

申請者 住所

（　　）　　局　　番

フリガナ

氏名

収入証紙

第　　号

自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　　月　　日

警察署長

申請区分	新規	名義変更
	住所変更	再交付

保管場所の所有者
自己単独所有・その他

自動車登録番号	

連絡先	

備考　1　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2　1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3　申請者は、氏名を記名又は署名する。

4　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

申請者保管用

保管場所標章交付申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	

私は上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。

警察署長　殿

〒（　　）　　年　　月　　日

申請者　住所

（　　）　　局　　番

フリガナ

氏名

第　　号

保管場所標章番号通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

保管場所標章番号									

年　　月　　日

警察署長

申請区分	新規	名義変更
	住所変更	再交付

保管場所の所有者
自己単独所有・その他

自動車登録番号	

連絡先	

備考　1　申請者は、氏名を記名又は署名する。
　　2　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※　お願い

一　この「保管場所標章通知書」は、保管場所標章が破損した場合の「再交付申請時」に必要ですので、車検証の中などに入れて大切に保管してください。

二　保管場所を変更した場合は、「一五日以内」に保管場所を管轄する警察署長に「変更届」を提出してください。

別記様式第3号（第4条関係）

警察署長提出用

保管場所標章交付申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	

私は上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。

警察署長　殿

〒（　　）　　年　　月　　日

申請者　住所

収入証紙

※　証明書受領の際、貼付してください。

第　　号

保管場所標章番号通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

保管場所標章番号									

年　　月　　日

警察署長

申請区分	新規	名義変更
	住所変更	再交付

保管場所の所有者
自己単独所有・その他

自動車登録番号	

連絡先	

備考　1　申請者は、氏名を記名又は署名する。
　　2　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載例

自宅等を保管場所とする場合の所在図・配置図

所　在　図　記　載　欄

※　申請等に係る自動車の使用の本拠の位置が当該自動車の保管場所の位置と同一であるときについて、所在図の添付等を省略することができます。
　ただし、警察署長が保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要と認めるときは所在図の提出を求める場合もあります。

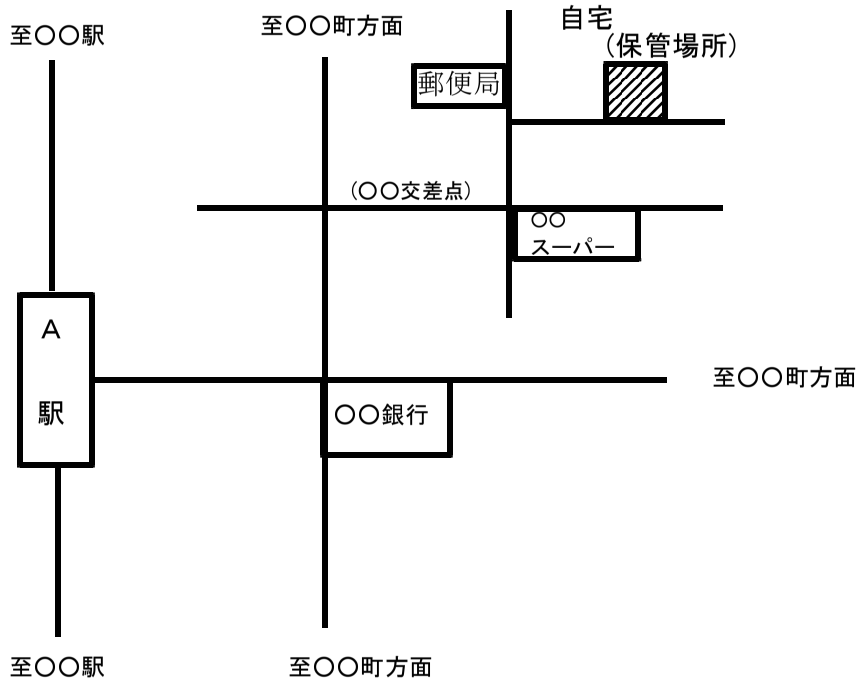

配　置　図　記　載　欄

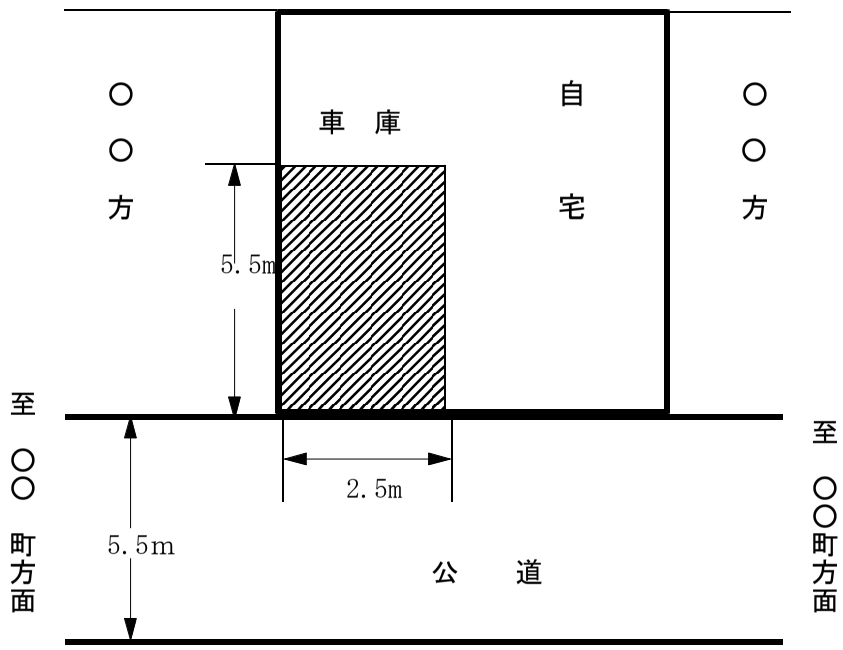

備　考　1　この書類は、黒色ボールペンで記入してください。（消すことのできるボールペンは使用不可）
　　2　所在図とは、保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示したものをいいます。
　　・　市販の地図をコピーし添付する場合、著作権者からの利用の許諾を得ないときは、著作権法違反となるおそれがありますので、十分注意してください。
　　・　使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離(直線で２キロメートル以内)を記入してください。
　　3　配置図とは、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示したものをいいます。
　　・　保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面（大きさ）の寸法を**メートル**で記入してください。
　　・　複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。
　　4　申請保管場所で今まで使用していた車両について、右端の代替車両欄に記入してください。

代　替　車　両	
車両番号	横浜７７７ 〇　１２３４
車台番号	ABC00-DE00000000
車　名	ト　ヨ　タ
色	白　色

記載例

貸し駐車場等を保管場所とする場合の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

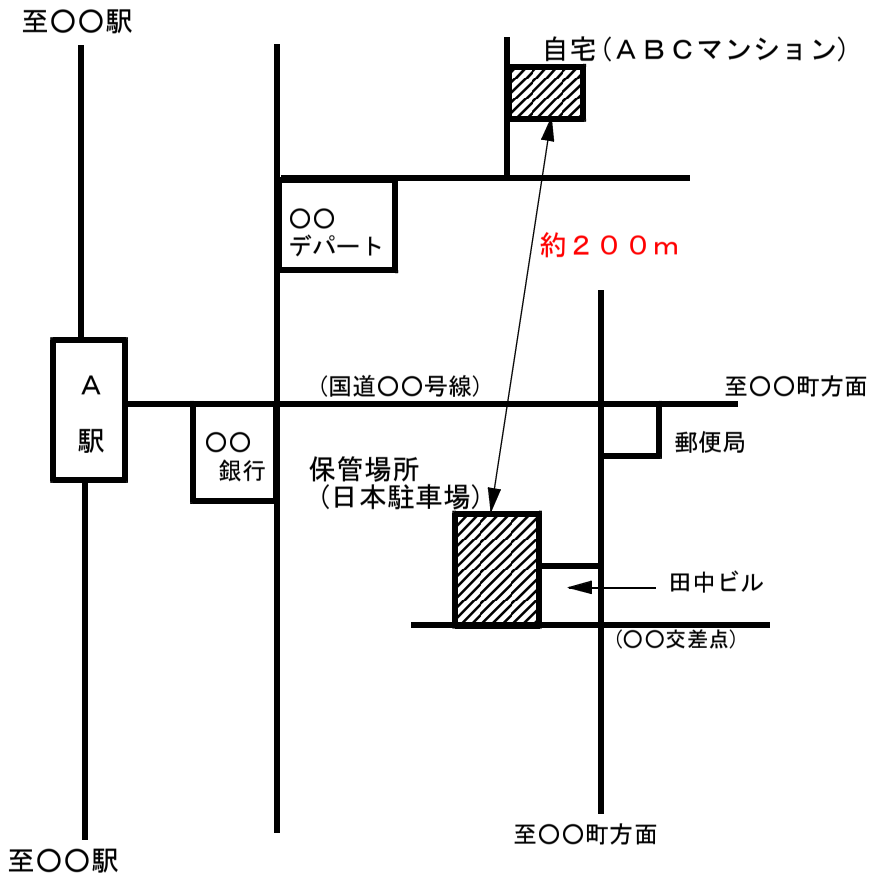

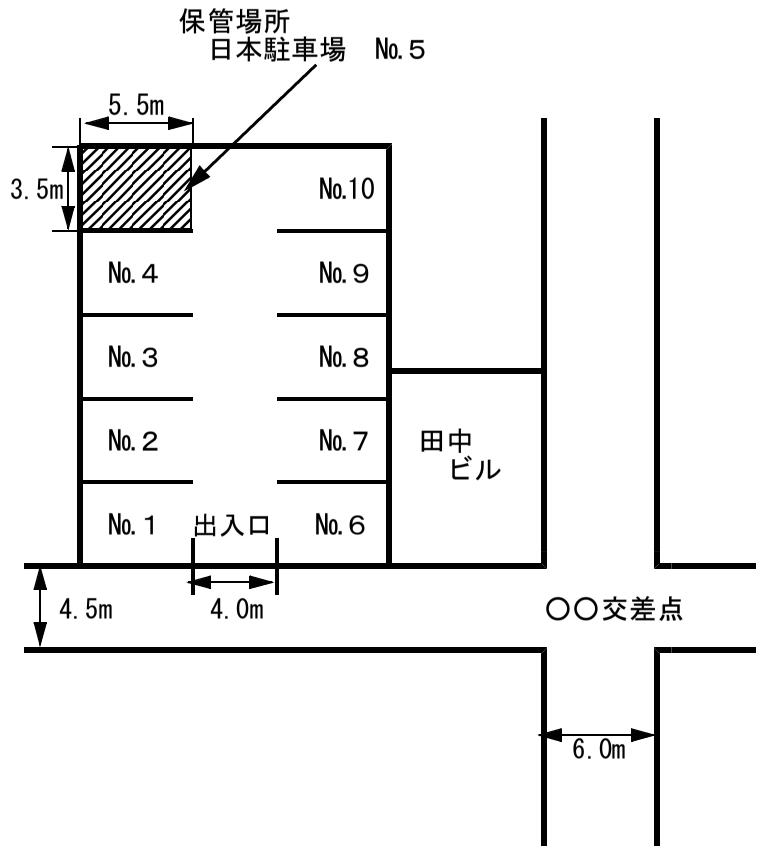

備考
1　この書類は、黒色ボールペンで記載してください。（消すことのできるボールペンは使用不可）
2　所在図とは、保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示したものをいいます。
・　市販の地図をコピーし添付する場合、著作権者からの利用の許諾を得ないときは、著作権法違反となるおそれがありますので、十分注意してください。
・　使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離(直線で２キロメートル以内)を記入してください。
3　配置図とは、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示したものをいいます。
・　保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面（大きさ）の寸法を**メートル**で記入してください。
・　複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。
4　申請保管場所で今まで使用していた車両について、右端の代替車両欄に記入してください。

代替車両	
車両番号	横浜　７７７ ○　１２３４
車台番号	ABC00-DE00000000
車　名	ト　ヨ　タ
色	白　色

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

備考　1　この用紙は、黒色ボールペンで記載してください。
2　所在図とは、保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示したものをいいます。
・　市販の地図をコピーし添付する場合、著作権者からの利用の許諾を得ないときは、著作権法違反となるおそれがありますので、十分注意してください。
・　使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離(直線で２キロメートル以内)を記入してください。
3　配置図とは、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示したものをいいます。
・　保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面（大きさ）の寸法をメートルで記入してください。
・　複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。
4　申請保管場所で今まで使用していた車両について、右端の代替車両欄に記入してください。

代替車両	
車両番号	
車台番号	
車　名	
色	

記載例

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・**届出**　に係る保管場所である　**土地**・**建物**　は、私の所有であることに間違いありません。

＊　申請者〇〇〇〇は、私の同居の子供です。

〇　〇　〇　警 察 署 長　殿

申請（届出）する警察署名を記入してください。

作成した日付を記入してください。

令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日

〒（ 231-8403 ）
住　所　横浜市中区海岸通２丁目４番１号
日本マンション101号室
電話番号（０４５）２１１ 局 １２１２ 番

氏　名　神 奈 川　太 郎

【土地・建物】
建物と一体となって築造され、かつ築造された車庫が自己所有の場合は建物に〇を付けてください。

【＊】
申請（届出）者が同居する親族の方の場合は、例にならって作成してください。

作成時の留意点

- この書類は黒色ボールペンで記入してください。（消すことのできるボールペンは使用不可）
- この書類は、申請（届出）者の所有する土地（建物）を保管場所として使用する場合に使用し、申請（届出）書に添付する書類です。
- 申請者（届出者）が同居の親族の場合は、＊にその旨を記入してください。
  ＜例＞　申請者が自認書作成の長男である場合　・・・・　「申請者〇〇〇〇は、私の同居の長男です。」
- 保管場所証明申請の場合は**証明申請**に、保管場所届出の場合は**届出**に〇をつけてください。
- 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に〇をつけてください。
- 土地（建物）が**共有の場合**は、「自認書」のほかに、他の**共有者全員の承諾書**を添付してください。
  （自認書の余白に記入できる場合は、共有者全員の住所及び氏名（押印が必要）を連記することができます。）
- **土地（建物）の所有者と申請（届出）者が同一の場合、**氏名を記入し及び押印することに代えて、署名することができます。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請 ・ 届出　に係る保管場所である　**土地 ・ 建物**　は、私の所有であることに間違いありません。

＊

警察署長　殿

年　　月　　日

〒

住所 ……

……

電話　　（　　）……

氏名 ……

備考 1　保管場所証明申請の場合は**証明申請**に、保管場所届出の場合は**届出**に〇をつけてください。

2　**土地・建物**については、どちらか当てはまる方（両方当てはまる場合は両方）に〇をつけてください。

3　申請者が同居の親族の場合は、＊にその旨を記載してください。

例　申請者が自認書作成者の長男である場合

「申請者〇〇〇は、私の長男です。」

記載例

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	横浜市中区海岸通１丁目28番１号　日本駐車場　No.５
使　用　者	〒（ 231-8403 ） 住　所　横浜市中区海岸通２丁目４番１号　日本マンション101号室 電話番号（０４５）２１１局１２１２番
	氏　名　神　奈　川　太　郎
使　用　期　間	令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日　から 令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日　まで

上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。

令和 ○○年 ○○月 ○○日

〒(231-0002)

住　所　横浜市中区日本大通１番地

電話番号（０４５）６４１局０１１０番

氏　名　日　本　一　郎

【共有の場合】

共有者全員の住所・氏名を記入してください。

（余白部分に記入できる場合は、その部分に連記することができますが、この用紙に記入できない場合は、別紙「使用承諾証明書」に記入してください。）

【保管場所の位置】

保管場所の所在地の住所・位置を住居表示で記入してください。

住居表示がない場合は、直近の住所もしくは、地番を記入してください。

【使用者住所氏名】

申請書(届出書)の住所・氏名と同一になります。

【使用期間】

使用期間は、必ず記入してください。

証明申請又は届出する日から１か月以上の期間が必要です。

証明した日付を記入してください。

【住所・氏名】

土地(建物)の所有者又は管理者の方が住所・氏名を記入してください。

作成時の留意点	● この書類は、ボールペンで記入してください。（消すことのできるボールペンは使用不可） ● この書類は、保管場所証明申請又は保管場所届出を行う保管場所が、他人の所有の場合に使用するものです。 ● この書類の作成にあたっては、保管場所の所有者又は委託を受けた管理者等、使用を承諾する権原のある方の責任において記入してください。権原のない方が作成すると私文書偽造となる場合があります。 ● 未記入箇所がありますと受理できませんので、全項目に記入をお願いします。

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	
使用者	〒（　　） 住所 （　　）　局　　番
	氏名
使用期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで

上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。

年　　月　　日

〒（　　）

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　）　局　　番

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。

自動車保管場所届出書（新規・変更）の記載例及び記載要領

神奈川県警察

各項目には、
完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入して
※　数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。
ｾﾞﾛ　ｵｰ　ﾃﾞｨｰ　ｲﾁ　ｱｲ　ﾆ　ｾﾞｯﾄ　ﾊﾁ　ﾋﾞｰ　ﾌﾞｲｭｰ
〔０と○又はＤ、　１とＩ、　２とＺ、　８とＢ、　ＶとＵ〕などに注意してください。

【新規・変更】該当する届出に○印をつけてください。
・新規：軽自動車の新車を購入する等、初めて届出をする場合
・変更：既に届出をしている軽自動車の保管場所を変更する場合、登録自動車の保管場所のみの変更をする場合

【自動車の区分】　登録・軽
いずれかに○印をつけてください。
・軽　：軽自動車
・登録：軽自動車以外の登録自動車

別記様式第２号（第３条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ホンダ	ＥＴ－８０Ｃ	ＥＴ８０Ｃ－１０１２３５	長さ　３３５ センチメートル 幅　１４２ センチメートル 高さ　１１０ センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置	横浜市中区海岸通２丁目４番１号　日本マンション101号室			
自動車の保管場所の位置	横浜市中区海岸通１丁目２８番１号　日本駐車場　ＮＯ．５ （変更前　　）			
保管場所標章番号	９９０００５４６０（同一場所で届出をした車両がない場合は、記入する必要はありません。）			

上記の事項について届出をします。

○　○　○　警察署長　殿

〒（231-8403）　令和　○○　年　○○月　○○日

届出者　住所　横浜市中区海岸通２丁目４番１号
日本マンション101号室
電話番号（045）211 局　1212 番
ﾌﾘｶﾞﾅ　ｶﾅｶﾞﾜﾀﾛｳ
氏名　神奈川太郎

提出先は、保管場所を管轄する警察署です

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で、右に詰めて記入してください。
（ミリ単位は切り捨てる）

【使用の本拠の位置】
〔個人の場合〕
実際に居住する場所の住所を記入してください。
通常は住民票の住所と同じです。《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》
〔法人の場合〕
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。
（本社、営業所等の所在地）
《通常、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示で記入してください。
※　変更届出の場合は、（　）内に変更前の位置を記入してください。

【保管場所標章番号】
届出者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号を記入することによって、所在図の添付を省略することができます。

【届出者住所・氏名】
〔個人の場合〕
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。氏名欄は、記名又は署名のみでも可。
※氏名にはフリガナをつけてください。
〔法人の場合〕
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を記入し、法人の代表者名を併記してください。

保管場所の所有者	
自己単独所有	その他

【保管場所の所有者】
届出する保管場所の所有者に○印をつけてください。
自己単独所有・・自認書を添付
その他・・・・・他人所有や共有の場合は、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等を添付

自動車登録番号・車両番号	横浜　５８０　○　１２３４

届出をする自動車にナンバー（登録番号・車両番号）がある場合に記入してください。

連絡先	携帯電話　090-1111-1111 神奈川花子 045-222-2222

【連絡先】
日中問合せ可能な連絡先（携帯電話番号等）を記入してください。

※ 届出手数料
（県収入証紙を貼付）
標章交付　500円

※　注意事項

- この書類は、３枚で１組となっていますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。（消すことのできるボールペンは使用不可）
- 届出書添付書面（次の書類をそれぞれ一通添付してください。）
  - ・所在図と配置図　・保管場所使用権原疎明書面（自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等）
  - ・軽自動車の届出で、すでに自動車検査証を取得している場合は、届出車両の確認のため、自動車検査証の写しを添付してください。
- 届出内容に不明な点がある場合には、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。
- 届出することにより保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。
- 軽自動車の届出については、届出制度適用地域にお住まいの方が、保管場所（車庫）の位置を管轄する警察署に提出することとなります。
  適用地域～横浜市、川崎市、相模原市（津久井警察署管内は除く。）横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市
- この書類を届出者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。

別記様式第2号（第3条関係）

受理番号	第　　号

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置	（変更前　　）			
※保管場所標章番号				

上記の事項について届出をします。

警察署長 殿

〒　　年　　月　　日

届出者　住所

（　　）　　局　　番

フリガナ
氏名

備考　1　法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。

2　自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。

3　変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動自動車の保管場所の位置を記入すること。

4　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

5　4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載する。

6　届出者は、氏名欄には押印を要さず記名又は署名してください。

7　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

自己単独所有・その他

自動車登録番号 車両番号	

連絡先	

別記様式第3号（第4条関係）

保管場所標章交付申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	（変更前　　）

私は、上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。

警察署長　殿

〒　　年　　月　　日

届出者　住所

（　　）　　局　　番

フリガナ
氏名

第　　号

保管場所標章番号通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

保管場所標章番号									

年　　月　　日

警察署長

1　届出者は、氏名欄には押印を要さず、記名又は署名してください。
2　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

自己単独所有・その他

自動車登録番号 車両番号	

連絡先	

※　お願い

一　この「保管場所標章番号通知書」は、保管場所標章が破損した場合の「再交付申請時」に必要ですので、車検証の中などに入れて大切に保管してください。

二　保管場所を変更した場合は、「一五日以内」に保管場所を管轄する警察署長に「変更届」を提出してください。

別記様式第3号(第4条関係)

保管場所標章交付申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　センチメートル 幅　センチメートル 高さ　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	(変更前　　)

私は、上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。

警察署長 殿　　〒　　年　　月　　日

届出者　住所

収入証紙貼

第　　号

保管場所標章番号通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

保管場所標章番号									

年　　月　　日

警察署長

1 届出者は、氏名欄には押印を要さず記名又は署名してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

自己単独所有・その他

自動車登録番号 車両番号	

連絡先	

自動車保管場所証明書再交付申請書の記載例及び記載要領

神奈川県警察

各項目には、
完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入してください。
※　数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。
ゼロ　オー　ディー　イチ　アイ　ニ　ゼット　ハチ　ビー　ブイユー
〔０と０又はＤ、　１とＩ、　２とＺ、　８とＢ、　ＶとＵ〕などに注意してください。

別記様式第１号（第１条関係）

自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	ＥＣＴ－５４	ＥＣＴ５４－Ｂ３００７８９	長さ　４６５　センチメートル 幅　１６９　センチメートル 高さ　１５８　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	横浜市中区海岸通２丁目４番１号　日本マンション101号室
自動車の保管場所の位置	横浜市中区海岸通１丁目２８番１号　日本駐車場　ＮＯ．５
保管場所標章番号	９６０００５４６０（同一場所で証明を取得した車両がない場合は、記入する必要はありません。）

記入する

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

申請書の提出日を記入

○○年　○○月　○○日

○○○　警察署長 殿

提出先は、保管場所を管轄する警察署です。

申請者
〒（231-8403）
住所　横浜市中区海岸通２丁目４番１号
日本マンション101号室
電話番号（045）211 局 1212 番
フリガナ　カナガワ　タロウ
氏名　神奈川　太郎

記入しない

第　　号

自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　　月　　日

記入しない

警察署長　印

記入する

申請区分		
	新規	名義変更
	住所変更	再交付

保管場所の所有者	
自己単独所有	その他

自動車登録番号	申請する自動車にナンバー（登録番号）がある場合は記入してください。

連絡先	携帯電話　090-1111-1111 神奈川花子　045-222-2222

【申請区分】該当する再交付欄に○印をつけてください。
再交付・・・紛失等で証明書の再交付をする場合
証明書の再交付は、証明日から１か月以内の場合に限ります。

【保管場所の所有者】
申請する保管場所の所有者に○印をつけてください。
自己単独所有・・・自認書を添付
その他・・他人所有や共有の場合は、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等を添付

※　申請手数料（県収入証紙を貼付）
証明書再交付申請　　４００円

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で、右に詰めて記入してください。
（ミリ単位は切り捨てる）

【使用の本拠の位置】
〔個人の場合〕
実際に居住する場所の住所を記入してください。
通常は、住民票の住所と同じです。《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》
〔法人の場合〕
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。
本社、営業所等の所在地です。《通常は、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

【保管場所標章番号】
申請者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号が分かれば記入して下さい。

【申請者住所・氏名】
車検証の使用者欄にあたる箇所です。
〔個人の場合〕
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。
氏名欄は、記名又は署名のみで可。
（印鑑は認印で結構です）
※　氏名にはフリガナをつけてください。
〔法人の場合〕
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を書き、法人の代表者名を併記してください。

【連絡先】
日中問合せ可能な連絡先（携帯電話番号等）を記入してください。

※　注意事項
- この書類は、２枚で１組となっていますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。（消すことのできるボールペンは使用不可）
- 証明書交付後の訂正はできませんので、内容を確認して提出してください。なお、交付後、記載事項に誤りがある場合は、新たな申請となります。
- 証明書の有効期限（証明日から１か月）以内に「使用の本拠の位置」を管轄する陸運支局へ提出してください。有効期限後は、新たな申請となります。
- この書類を申請者本人以外の方が作成した場合は、　行政書士法違反となる場合があります。

別記様式第1号(第1条関係)

運輸支局長提出用

自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　センチメートル 幅　センチメートル 高さ　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	
※ 保管場所標章番号	

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

警察署長 殿

〒(　　)　　年　　月　　日

申請者 住所

(　　)　　局　　番

フリガナ

氏名

第　　号

自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　　月　　日

警察署長

申請区分	新規	名義変更
	住所変更	再交付

保管場所の所有者
自己単独所有・その他

自動車登録番号	

連絡先	

備考　1　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)。

2　1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3　申請者は、氏名を記名又は署名する。

4　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ この証明書を運輸支局へ提出する期限は、証明日から「一か月」です。

別記様式第1号(第1条関係)

警察署長提出用

自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　センチメートル 幅　センチメートル 高さ　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	
※ 保管場所標章番号	

収入証紙

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

警察署長 殿

〒(　　)　　年　　月　　日

申請者 住所

(　　)　　局　　番

フリガナ

氏名　　印

第　　号

自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　　月　　日

警察署長

申請区分	新規	名義変更
	住所変更	再交付

保管場所の所有者
自己単独所有・その他

自動車登録番号	

連絡先	

備考　1　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)。

2　1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3　申請者は、氏名を記名又は署名する。

保管場所標章再交付申請書の記載例及び記載要領

神奈川県警察

各項目には、
完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を記入してください。

※　数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。
ゼロ　オー　ディー　イチ　アイ　ニ　ゼット　ハチ　ビー　ブイユー
〔０とＯ又はＤ、　１とＩ、　２とＺ、　８とＢ、　ＶとＵ〕などに注意してください。

別記様式第６号（第８条関係）

保　管　場　所　標　章　再　交　付　申　請　書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
ホンダ	ＥＴ－８０Ｃ	ＥＴ８０Ｃ－１０１２３５	長さ　３３５　センチメートル 幅　１４２　センチメートル 高さ　１１０　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	横浜市中区海岸通２丁目４番１号　日本マンション101号室
自動車の保管場所の位置	横浜市中区海岸通１丁目２８番１号　日本駐車場　ＮＯ．５
再交付申請の理由	滅失　損傷　識別困難　その他（　　）

私は上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。

〒（231-8403）　令和 ○○ 年 ○○月 ○○日

○ ○ ○ 警察署長 殿

申請者　住所　横浜市中区海岸通２丁目４番１号
日本マンション101号室
電話番号　(045) 211 局 1212 番
フリガナ　カナガワ　タロウ
氏名　神奈川　太郎

提出先は、保管場所を管轄する警察署です。

第　　号

保　管　場　所　標　章　番　号　通　知　書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

保管場所標章番号									

年　　月　　日　　警察署長

※ 旧標章番号	0	9	0	0	8	1	5	3	0

【使用の本拠の位置】
〔個人の場合〕
実際に居住する場所の住所を記入してください。
通常は住民票の住所と同じです。《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》

〔法人の場合〕
実際に営業を行う事業所の所在地を記入（本社、営業所等の所在地）してください。
《通常、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

【再交付申請の理由】
なぜ再交付申請をすることになったのか。その理由の項目に丸印又は、記入してください。

【申請者住所・氏名】
〔個人の場合〕
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。
氏名欄は、記名又は署名のみで可。
（印鑑は認印で結構です）
※　氏名にはフリガナをつけてください

〔法人の場合〕
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を記入し、法人の代表者名を併記してください。

【旧標章番号】
不明の場合は、窓口担当者にご相談ください。

※ 申請手数料（県収入証紙を貼付）
標章再交付申請　　５００円

備考　１．滅失等をした標章番号を※旧標章番号欄に記入してください。
２．申請者は、氏名欄には押印を要さず、記名又は署名してください。
３．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする

※　注意事項
- この書類は２枚１組となっていますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。（消すことのできるボールペンは使用不可）
- この書類を申請者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。

申請者保管用

別記様式第6号（第8条関係）

保管場所標章再交付申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　センチメートル 幅　センチメートル 高さ　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	
再交付申請の理由	滅失　損傷　識別困難　その他（　　）

私は、上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。

〒　　年　　月　　日

警察署長　殿

申請者　住所

（　　）　　局　　番

フリガナ
氏名

第　　号

保管場所標章番号通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

保管場所標章番号									

年　　月　　日

警察署長

旧標章番号								

備考　1　滅失等をした標章番号を※旧標章番号欄に記入してください。
　　2　申請者は、氏名を記名又は署名する。
　　3　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

警察署長提出用

別記様式第6号（第8条関係）

保管場所標章再交付申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　センチメートル 幅　センチメートル 高さ　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置				
再交付申請の理由	滅失	損傷	識別困難	その他（　　）

私は、上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。

〒　　年　　月　　日

警察署長　殿

申請者　住所

（　　）　　局　　番

フリガナ
氏名　　印

収入証

紙貼付

第　　号

保管場所標章番号通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

保管場所標章番号									

年　　月　　日

警察署長

旧標章番号								

備考　1　滅失等をした標章番号を※旧標章番号欄に記入してください。
　　2　申請者は、氏名を記名又は署名する。
　　3　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

自動車保管場所証明手続きフローチャート

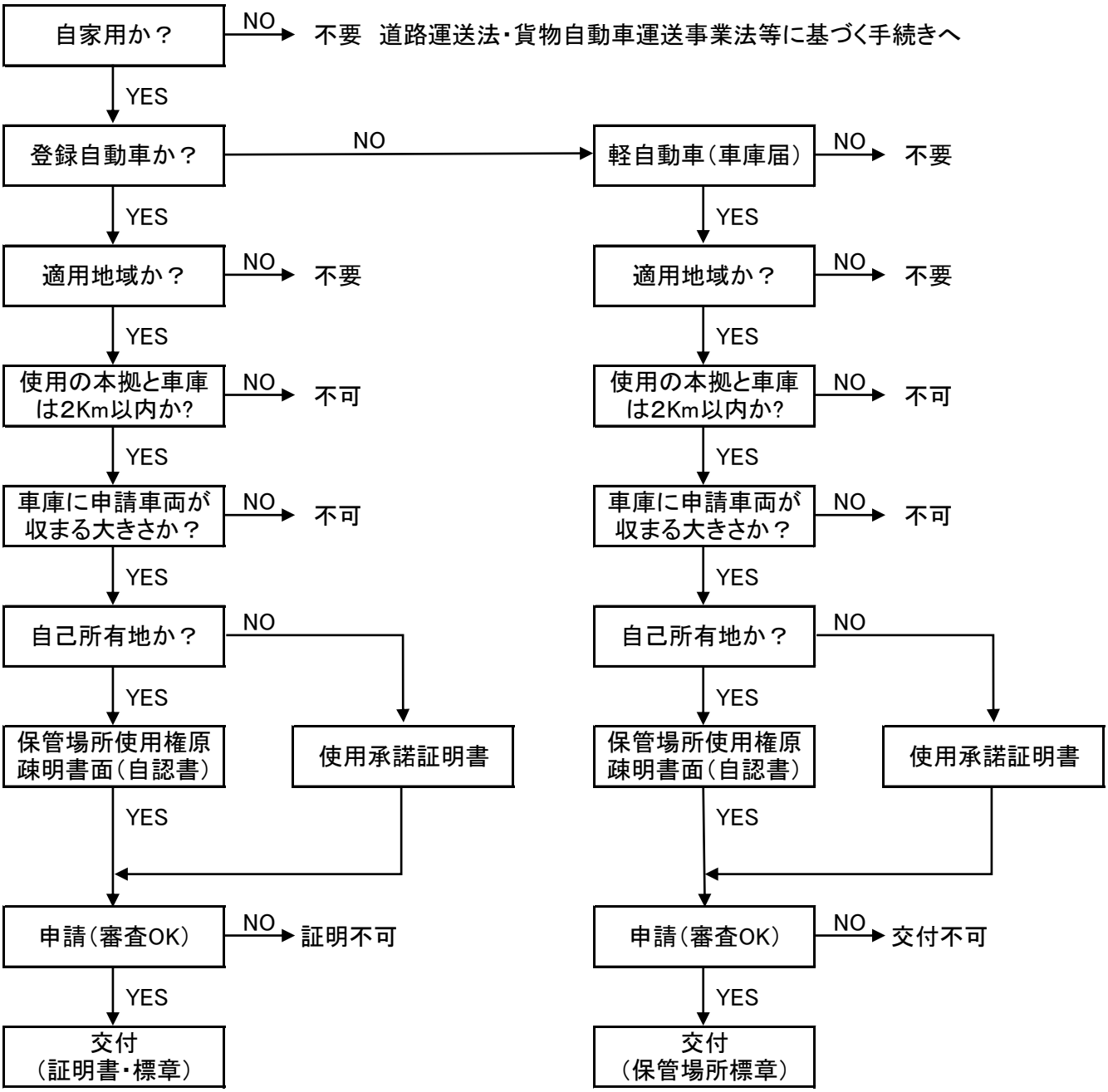

（参考）

依　頼　書（委任契約書）

<table>
<tr><td rowspan="5">申請者の記入すべき事項</td><td>車　　名</td><td>型　　式</td><td>車　台　番　号</td><td>自　動　車　の　大　き　さ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>長さ　　センチメートル
幅　　センチメートル
高さ　　センチメートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車の使用本拠の位置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車の保管場所の位置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">上記自動車保管場所の証明・届出に必要な書類の作成、申請、加除訂正及び受領、並びに再申請に関する一切の権限を委任します。
令和　　年　　月　　日
行政書士　　様
申請者（委任契約者）　住所又は所在
氏名又は名称　　㊞
（法人の場合）　代 表 者 名
電 話 番 号　　（　　）</td></tr>
</table>

販売店名（営業所名）		申請日		報　酬　額
販売店担当者名		警察署名		円
入れ替え車両の有無 なし　・　あり	入れ替え車両	受付番号		申　請　手　数　料
	登録番号	交付予定日		円
	車台番号	その他		※申請後は上記の費用は返金できません。

日本行政書士会連合会推奨書式

警察署長提出用
（行政書士専用）

委　任　状

受任者（代理人）　行政書士名

事務所所在地

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

委任事項

１．自動車保管場所証明・自動車保管場所届出・自動車保管場所標章交付に係る書類作成、申請、受領、及び再申請に関する一切の権限

２．当該保管場所現地立入り調査、申請書類等の補正・原本還付請求等に関する一切の権限

３．復代理人選任に関する一切の権限

令和　　年　　月　　日

委任者（申請者）　住所又は所在

（フリガナ）
氏名又は名称　　㊞

（法人の場合）代 表 者 名

電話番号　　（　　）

日本行政書士会連合会推奨書式

警察署長提出用

使 用 権 原 疎 明 書 面（自認書 兼 使用承諾証明書）

<table>
<tr><td colspan="2">保管場所の位置
（保管場所の住所番地）</td><td colspan="2"></td><td>（駐車場名称・駐車枠番号）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自認書の場合は記入不要</td><td rowspan="2">使　用　者</td><td>住所</td><td></td><td rowspan="4">使用者と契約者の関係
該当に〇を付けること

本店・支店・営業所
家族・親族・その他
（　　）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>（電話）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保管場所の契約者
（使用者と異なる場合）</td><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>（電話）</td></tr>
<tr><td colspan="2">使　用　期　間</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">保管場所の所有者
又は管理者欄

（他に共有者がいる場合は、右欄の空白部に全員の住所・氏名を記載して各々が押印して下さい。）</td><td colspan="3">保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有（管理）であることに相違ありませんので、使用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。なお、自己使用の場合は本書を自認書とします。本書を添付して申請を行う行政書士　　（事務所所在地　　）による補正及び職印での訂正を承諾します。

令和　　年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称　　㊞
電 話 番 号</td></tr>
</table>

日本行政書士会連合会推奨書式

（注意①）自認書として使用する場合は、所有者記載欄だけに自署（記名）押印してください。使用承諾証明書として使用する場合は、該当する各欄に記載してください。
（注意②）補正・訂正の必要が生じた場合は、当該行政書士から所有者（管理者）に連絡した上で訂正します。

○自動車の保管場所の確保等に関する事務処理要領の制定について

(平成17年12月21日例規第53号／神駐発第3015号)

最終改正　平成23年3月31日例規第12号

各所属長あて　本部長

このたび、国土交通省、警察庁等が中心となって申請者の利便性の向上及び担当者の事務効率化を図ることを目的とした自動車保有関係手続の電子化システム(以下「ワンストップサービス・システム」という。)が構築されたことに伴い、本県においてもワンストップサービス・システムを利用するための自動車保管場所証明システムを新たに整備したことから、別添のとおり自動車の保管場所の確保等に関する事務処理要領を制定し、平成17年12月26日から施行することとしたので、部下職員に対する教養を徹底し、適正かつ円滑な運用を図られたい。

おって、自動車の保管場所の確保等に関する事務処理要領の制定について(平成3年6月18日　例規第34号、神交規発第294号)は、廃止する。

別添

自動車の保管場所の確保等に関する事務処理要領

第1　総則

1　趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「法」という。)、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号。以下「政令」という。)及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)に規定する自動車の保管場所の確保等に関する事務を適正かつ円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

2　用語の意義

(1)　証明申請

法第4条第1項に規定する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所が確保されていることを証する警察署長の証明を求める申請をいう。

(2)　書面申請

書面によって行う証明申請をいう。

(3)　電子申請

電子情報処理組織によって行う証明申請をいう。

(4)　使用権原書面

自動車の保有者が証明申請及び自動車保管場所の届出(以下「証明申請等」という。)に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面をいう。

(5)　所在図

保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した図面をいう。

（6） 配置図

保管場所及びその周囲の建物、空地、道路等を表示した図面をいう。

（7） 登録データ

登録担当者(神奈川県警察自動車保管場所証明システム運用要領の制定について(平成17年12月21日　例規第54号、神駐発第3016号)6に規定する登録担当者をいう。以下同じ。)が、神奈川県警察自動車保管場所証明システム(以下「保管場所システム」という。)により登録した証明申請等に係るデータをいう。

（8） 申請情報データ

申請者等(申請者又は申請者から委任を受けた者をいう。以下同じ。)が、電子情報処理組織により登録した証明申請に係るデータをいう。

（9） 政令要件

政令第1条各号に規定する自動車保管場所の要件をいう。

(10) 使用の本拠の位置

原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいう。

(11) 補正

証明申請のうち、書面又は申請情報データの審査及び現地調査の結果、簡易な補修、工事等の措置を行うことにより政令要件を満たす保管場所が確保されると認められるときに、当該措置を講ずるよう申請者等に対して行う行政指導をいう。

3　適用自動車

（1） 証明申請を必要とする自動車

次に掲げる登録を受けようとする政令附則第2項第1号に規定する地域に使用の本拠の位置がある自家用の自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)をいう。

ア　道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第4条の規定による新規登録

イ　車両法第12条に規定する変更登録

ウ　車両法第13条に規定する移転登録

（2） 自動車保管場所の届出を必要とする自動車

次に掲げる自家用の登録自動車(車両法第13条第1項に規定する登録自動車をいう。以下同じ。)又は政令附則第2項第2号に規定する地域に使用の本拠の位置がある軽自動車をいう。

ア　新規に運行の用に供しようとする軽自動車

イ　使用の本拠の位置の変更を伴わないで保管場所の位置を変更した登録自動車及び軽自動車

ウ　運送事業用自動車である登録自動車及び軽自動車が運送事業用自動車でなくなった

場合に引き続き運行の用に供しようとする登録自動車及び軽自動車

第２　管理体制

１　事務取扱責任者

（1）　警察署に、事務取扱責任者を置く。

（2）　事務取扱責任者には、交通課長(交通第一課長及び交通地域課長を含む。)をもって充てる。

（3）　事務取扱責任者は、保管場所の確保等に関する事務についての全般的な指揮監督に当たる。

２　事務担当者等

（1）　警察署に、事務担当者及び事務担当補助員を置く。

（2）　事務担当者及び事務担当補助員(以下「事務担当者等」という。)には、事務担当者にあっては警察署長が指名する交通課(交通第一課及び交通地域課を含む。)の職員を、事務担当補助員にあっては警察署長が指名する職員をもって充てる。

（3）　事務担当者等は、保管場所の確保等に関する事務の処理に当たる。

（4）　警察署長は、事務担当者等名簿を作成し、所属における事務担当者等の指名及び解除の状況を常に明らかにするものとする。

３　調査担当者

（1）　警察署に、調査担当者を置く。

（2）　調査担当者には、原則として、次に掲げる職員をもって充てる。

ア　車庫の調査を担当する非常勤職員(以下「車庫調査員」という。)。ただし、車庫調査員のみでは対応できない場合にあっては地域警察その他の警ら警察活動に従事する警察官(以下「地域警察官」という。)

イ　車庫調査員が配置されていない警察署にあっては地域警察官

（3）　調査担当者は、証明申請に係る保管場所の現地調査を行う。

第３　証明申請

１　必要な書面又は入力事項

（1）　書面申請

ア　自動車保管場所証明申請書(以下「証明申請書」という。)２通

イ　使用権原書面１通

ウ　所在図１通

エ　配置図１通

（2）　電子申請

ア　証明申請書に記載すべき事項

イ　使用権原書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項

ウ　所在図に記載すべき事項

エ　配置図に記載すべき事項

2　申請の受理

（1）　書面申請

ア　書面申請を受けた警察署長は、書面に不備がないことを確認し、受理するものとする。この場合において、証明申請書の車台番号欄にあっては、申請時に車台番号が確定していないときは、記載がなくても受理できるものとする。

イ　アの申請を受理した警察署長は、申請者等に対し、受付票(第１号様式)を交付するとともに、受付票を自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)及び保管場所標章の受領時に持参するよう指導するものとする。

ウ　事務担当者等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア)　1(1)に規定する書面は、申請に係る自動車ごとに受理すること。ただし、同一の機会に申請がなされる場合で、同一敷地内に複数の自動車を保管するときは、当該申請に係る自動車すべての記載があれば使用権原書面、所在図及び配置図(以下「添付書面」という。)は、１通でよいものとする。

(イ)　申請者の住所地と使用の本拠の位置が異なる場合は、実際に使用の本拠の位置としている場所を疎明する書面の提出を求めること。

(ウ)　受理した書面は、返還しないこと。ただし、証明書の再交付申請に限り、前申請時の添付書面については、前申請者等に返還できるものとする。

（2）　電子申請

ア　電子申請を受理した警察署長は、登録担当者に申請情報データを印字させ、事務担当者等に引き継がせるものとする。

イ　事務担当者等は、引継ぎを受けた印字資料を受理番号順に簿冊に編てつし、遅滞なく審査を開始するものとする。

3　現地調査

（1）　下命復命

ア　下命

警察署長は、自動車保管場所現地調査下命復命簿(第２号様式。以下「下命復命簿」という。)により調査担当者に保管場所の現地調査を下命するものとする。

イ　復命

アの下命を受けた調査担当者は、速やかに現地調査を行い、その結果を下命復命簿又は自動車保管場所現地調査報告書(第３号様式。以下「調査報告書」という。)により警察署長に復命するものとする。

（2）　下命復命簿

ア　警察署長は、登録担当者に勤務日における業務開始時に前日分(閉庁日分を含む。)の下命復命簿を印字させ、事務担当者等に引き継がせるものとする。

イ　事務担当者等は、引継ぎを受けた下命復命簿を受理番号順に簿冊に編てつするものとする。

ウ　調査担当者は、調査報告書により復命した場合は、下命復命簿に復命日及びその旨を記載し、押印するものとする。

（3）　留意事項

ア　保管場所に立ち入る場合は、身分証明書等の提示により身分及び調査目的を明らかにし、関係者の承諾を得て行うこと。

イ　みだりに保管場所以外の場所に立ち入らないこと。

ウ　現地調査に当たっては、書面等の汚損、遺失、盗難等に留意すること。

（4）　省略

次に掲げる申請で、当該申請に係る保管場所の実態を明確に把握している場合は、現地調査を省略できるものとする。

ア　国又は地方公共団体の機関からの申請

イ　証明書の再交付申請

4　証明書の交付手続等

（1）　書面申請

警察署長は、書面の審査及び現地調査の結果、政令要件を満たす保管場所が確保されていると認められるときは、申請者等に証明書を交付するものとする。ただし、車台番号の記載のない証明申請書を受理した場合は、車台番号が判明するまでは証明書を交付しないものとする。

（2）　電子申請

警察署長は、申請情報データの審査及び現地調査の結果、政令要件を満たす保管場所が確保されていると認められるときは、政令第２条第２項に規定する保管場所が確保されていることを証明する旨の通知(以下「証明通知」という。)を電子情報処理組織により行政庁(法第４条第１項に規定する当該行政庁をいう。以下同じ。)に送信するものとする。ただし、車台番号の事項に入力のない申請を受理した場合は、車台番号が判明するまでは証明通知を送信しないものとする。

5　証明の留保

警察署長は、書面又は申請情報データの審査及び現地調査の結果、補正の措置を講ずることにより政令要件を満たす保管場所が確保されたと確認できるまでの間、証明書の交付又は証明通知の送信を留保できるものとする。

6　証明書の再交付手続

（1）　必要な書面

証明申請書２通

（2）　受理

受理は、先に交付した証明書の証明日から１か月以内の申請に限るものとする。

（3）　理由

受理の理由は、汚損、遺失、盗難等により行政庁に先に交付した証明書を提出でき

ない事由が生じた場合とする。

（4） 再交付

ア　再交付する証明書は、証明日にあっては、先に交付した証明書の証明日とし、証明書欄外に「再」と押印して交付するものとする。

イ　再交付した場合は、先に交付した証明書の証明申請書欄外に再交付した旨を記載するとともに、再交付申請に係る警察署長提出用の証明申請書欄外に「再」と押印して再交付の経緯を明らかにするものとする。

7　不可処分

（1） 書面申請

警察署長は、書面の審査及び現地調査の結果、政令要件を満たす保管場所が確保されていると認められない場合は、当該申請を不可とし、速やかに申請者に対し、不可処分の理由を通知し、証明書欄内に「不可」と朱書した運輸支局長提出用の証明申請書及び教示書(第４号様式)を申請者等に交付するものとする。

（2） 電子申請

警察署長は、申請情報データの審査及び現地調査の結果、政令要件を満たす保管場所が確保されていると認められない場合は、当該申請を不可とし、電子情報処理組織により速やかに申請者等に対し、不可処分の理由及び教示書を送信するものとする。

第４　自動車保管場所の届出

1　必要な書面

（1） 自動車保管場所届出書(以下「届出書」という。)１通

（2） 使用権原書面１通

（3） 所在図１通

（4） 配置図１通

2　届出の受理

自動車保管場所の届出を受けた警察署長は、当該届出に必要な書面が整備され、かつ、必要事項が記載されているかを確認し、不備があるときは受理しないものとする。ただし、届出時に自動車検査証の交付を受けている場合は、車両番号の記載及び自動車検査証の写しの添付があれば、車台番号の記載がなくても受理できるものとする。この場合、できる限り車台番号を記載するよう指導するものとする。

3　留意事項

（1） 自動車保管場所の届出を受理する場合は、届出書の自動車の保管場所の位置欄には現に保有している保管場所標章に記載のある保管場所の位置及び保管場所標章を交付した警察署長名を記載するよう指導するものとする。

（2） １に規定する書面は、届出に係る自動車ごとに受理するものとする。ただし、同一の機会に届出がなされる場合で、同一敷地内に複数の自動車を保管するときは、当該届出に係る自動車すべての記載があれば添付書面は、１通でよいものとする。

第５　保管場所標章等

１　交付手続

（1）　必要な書面又は入力事項

ア　書面申請

保管場所標章交付申請書２通

イ　電子申請

保管場所標章交付申請書に記載すべき事項

（2）　保管場所標章等の交付

ア　保管場所標章の交付申請を受理した警察署長は、当該申請者等であることを確認した上、申請者等に保管場所標章及び保管場所標章番号通知書(以下「通知書」という。)を交付するものとする。

イ　保管場所標章及び通知書の交付は、第４の２のただし書に該当する場合を除き車台番号が記載されない間は、行わないものとする。

ウ　警察署長は、電子申請に係る保管場所標章を交付するに当たり、申請者が警察本部において交付を希望する場合は、交通部駐車対策課長(以下「駐車対策課長」という。)に交付を依頼することができる。

（3）　標章交付簿

ア　警察署長は、登録担当者に勤務日における業務開始時に前日分(閉庁日分を含む。)の保管場所標章交付簿(第５号様式。以下「標章交付簿」という。)を印字させ、事務担当者等に引き継がせるものとする。

イ　事務担当者等は、引継ぎを受けた標章交付簿を受理番号順に簿冊に編てつするものとする。

ウ　警察署長は、申請者等に保管場所標章を交付する場合は、事務担当者等に標章交付簿に保管場所標章番号及び交付日を記載させるとともに、申請者等から受領印欄に受領印又は署名を徴するものとする。ただし、受付票の受領書に申請者等から署名又は押印を徴している場合は、受領者からの標章交付簿への受領印又は署名は要しないものとし、事務担当者等に標章交付簿にその旨を記載させるものとする。

エ　ウの規定にかかわらず、駐車対策課長に(２)ウの依頼をした場合は、標章交付簿にその旨を記載させるものとする。

オ　事務担当者等は、申請者等から標章交付簿に受領印又は署名を徴する場合は、簿冊に記載された他の申請者に係る個人情報の保秘に特段の配意をするものとする。

（4）　警察本部における交付手続の特例

ア　警察署長は、(２)ウにより依頼をする場合は、送付書(第５号様式の２)に保管場所標章交付簿(本部)(第５号様式の３。以下「標章交付簿(本部)」という。)、保管場所標章及び通知書を添えて駐車対策課長に送付するものとする。

イ　アの送付を受けた駐車対策課長は、申請者等に保管場所標章を交付する場合は、標

章交付簿(本部)に交付日を記載した上で、申請者等から受領印欄に受領印又は署名を徴するものとし、標章交付簿(本部)を依頼した警察署長に返送するものとする。

ウ　イの標章交付簿(本部)の返送を受けた警察署長は、標章交付簿(本部)を簿冊に編てつするものとする。

2　再交付手続

（1）　必要な書面

保管場所標章再交付申請書２通

（2）　保管場所標章等の再交付

保管場所標章の再交付申請を受理した警察署長は、申請者等に保管場所標章及び通知書を再交付するものとする。

3　管理

（1）　事務取扱責任者は、保管場所標章の交付状況等について常に把握するとともに、標章印字機等の保守管理に努めるものとする。

（2）　事務担当者等は、保管場所標章受領・使用状況簿(第６号様式)及び保管場所標章破棄状況簿(第７号様式)により保管場所標章の使用及び破棄の状況を明らかにするものとする。

（3）　保管場所標章は、施錠のできる保管庫等に保管するものとする。

（4）　誤印字等により使用できなくなった保管場所標章は、細断して破棄するものとする。

（5）　事務担当者等は、常に迅速かつ適正な保管場所標章の交付事務を行うことができるよう標章印字機等の日常点検を行うものとする。

第６　雑則

1　証明書等の訂正

（1）　書面申請

警察署長は、書面の審査及び現地調査の結果、書面に訂正又は削除(以下「訂正等」という。)の必要を認めた場合は、訂正等箇所に申請者等に押印させた後、警察署長の確認印を押印するものとする。ただし、書面の申請者氏名欄に押印がなく署名のみの場合は、訂正等箇所の直近の余白に署名させた後、警察署長の確認印を押印するものとする。

（2）　電子申請

警察署長は、申請情報データの審査及び現地調査の結果、申請情報データの内容について不備があると認めた場合は、電子情報処理組織等により申請者等に対し、訂正等の依頼を通知するものとする。

2　手数料の徴収

（1）　手数料の徴収

警察署長は、自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例(昭和 47 年神奈川県条例第 12 号)の定めるところにより手数料を徴収するものとする。

（2） 徴収手続

書面申請及び自動車保管場所の届出に関する事務に係る手数料については、警察署長提出用の証明申請書等の右端欄外に収入証紙を張り付けさせて消印するものとする。

3 火事、出水等における保管場所の届出

（1） 政令第４条第２項第 11 号の規定による届出は、原則として、道路保管場所使用届出書(第８号様式)により受理するものとする。

（2） （1)の届出を受理した警察署長は、届出済証(第９号様式)を交付するものとする。

4 照会

（1） 照会の受理

駐車対策課長及び警察署長は、証明申請等に係る照会(以下「保管場所照会」という。)を受理する場合は、司法警察職員捜査書類基本書式例(昭和 36 年６月１日最高検指示第１号)に定める捜査関係事項照会書等の書面によるものとする。

（2） 回答

ア 交通部駐車対策課

駐車対策課長は、県内における保管場所照会について回答できるものとする。

イ 警察署

警察署長は、自署管内における保管場所照会について回答できるものとする。

5 事務処理状況の把握

警察署長は、自動車保管場所証明等事務処理状況表(第 10 号様式)により月ごとの自署管内における保管場所の確保等に関する事務の処理状況を明らかにするものとする。

6 情報の保護

取扱責任者は、保管場所の確保等に関する事務に係る情報を保護するため、事務担当者等に対し、次の留意事項を遵守するよう指導するものとする。

（1） 保管場所の確保等に関する事務に係る書類は、みだりに机上に放置しないこと。

（2） 保管場所の確保等に関する事務に係る書類は、施錠のできる保管庫等に保管すること。

（3） 常に個人情報の保護を念頭に置くこと。

7 教養の実施

駐車対策課長は、事務担当者等に対し、保管場所の確保等に関する事務の迅速かつ適正な処理及び関係法令の研さんを図るための教養研修を実施するものとする。

8 保管場所システムによる管理及び運用

保管場所システムによる保管場所の確保等に関する事務の管理及び運用要領については、別に定める。

原議保存期間	10年(令和13年３月31日まで)
有 効 期 間	一種(令和８年３月31日まで)

警　視　庁　交　通　部　長　　警察庁丁規発第１４７号
各道府県警察（方面）本部長　殿　　令和２年１２月２５日
各管区警察局広域調整担当部長　　警察庁交通局交通規制課長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長

自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて（通達）

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第４条第１項の規定による書面の交付申請（以下「申請」という。）又は法第５条及び第７条の規定による届出（以下「申請等」と総称する。）の受理の適正化等については、「自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて」（平成30年７月24日付け警察庁丁規発第87号。以下「旧通達」という。）により必要な対応を指示し、報告・資料提出要求書及び報告・資料提出回答書の様式（以下「通達様式」という。）を含め示達していたところである。

この点、「行政手続における押印等の取扱いに係る緊急対応について（通達）」（令和２年６月30日付け警察庁丁企画発第351号ほか）により、法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）に根拠がないにもかかわらず、申請等に必要な書類に署名又は押印（以下「押印等」という。）を求めている手続については、都道府県公安委員会規則の改正等により、押印等を求めないこととする旨が示達されたところであるが、今般、別添のとおり、通達様式の押印欄を廃止することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

本通達による改正前の通達様式（以下「旧通達様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この本通達による改正後の通達様式によるものとみなし、旧通達様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

なお、旧通達は廃止する。

記

１　申請等に係る適切な取扱いに関する基本的な考え方

申請等の際に警察署長に提出する必要がある自動車保管場所証明申請書（以下「申請書」という。）、自動車保管場所届出書（以下「申請書等」と総称する。）及び添付書面については、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第１号。以下「規則」という。）

において定められており、申請等の際に規則に定められた必要書類が全て提出されているのであれば、警察署長は当該申請等を適切に受理しなければならない。すなわち、当該警察署が所在する都道府県警察において作成・配布した様式（以下「自県様式」という。）以外の申請書等又は添付書面が用いられていることを理由に当該申請等を不受理にしたり、申請等の際に添付することが必要な書面として規則に定められていないものの添付を求め、この提出又は提示がないことを理由に当該申請等を不受理にしたり、申請等を行う者にそのような誤解を与えるような対応をしたりしてはならない。

2　自県様式以外の申請書等の受理

自県様式以外の申請書等であっても、規則に定められた申請書等の様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、規則に定められた様式の申請書等であると認められるものであれば、警察署長は当該申請等を受理しなければならない。

また、申請を行う者が、規則第１条第１項の規定による別段の定めにより１通の提出がなされることを想定して都道府県警察が作成・配布した様式の申請書を、当該別段の定めのない都道府県の警察署長に対して１通提出した場合においても、当該申請書を複写し、２通の申請書による申請として取り扱うなどして当該申請を受理することにより、申請者が申請書を２通提出するために再度警察署に出頭することのないようにすること。

3　自動車の保有者が当該申請等に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面（規則第１条第２項第１号）の取扱い

標記の書面については、「自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について（通達）」（令和２年12月25日付け警察庁丁規発第144号。以下「運用通達」という。）において、次のとおり、使用権原の態様に応じた具体例を示しているところであるので、運用通達で定める書面以外の書面や、複数の種類の書面の添付を求めないこと。

なお、自県様式以外の「自認書」又は「保管場所使用承諾証明書」であっても、運用通達に定められた様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、通達に定められた様式であると認められるものであれば、当該申請等を受理すること。

(1)　自動車の保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合
　保管場所使用権原疎明書面（自認書）

(2)　他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合
　次のいずれかの書面

ア　駐車場賃貸借契約書の写し

イ　駐車場を賃借している者が通常有している駐車場の料金の領収書等

ウ　保管場所使用承諾証明書

エ　当該自動車の使用に関連のある住宅・都市整備公団等の公法人が当該自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

(3)　他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合

保管場所使用承諾証明書

4　規則に定めのない添付書面の取扱い

(1)　申請等を行う者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認するための書面

標記の書面は、申請等の際に添付することが必要な書面として規則に定められているものではないため、この提出又は提示がないことを理由に不受理にしたり、申請等を行う者にそのような誤解を与えるような対応をしたりしないこと。

なお、当該者が、申請等の際、任意に、住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を疎明する文書又は自治体等公的機関の発行する居住、営業活動等の実態を疎明する書面を添付してきたときは、これを受領することは差し支えない。

(2)　自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義がある場合

申請等を行う者の住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を確認する必要がある場合は、当該者にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で警察側で記録化するなど、当該者の負担を生じさせずに必要な確認を行うよう努めること。このとき、回答を得られなかった場合や、口頭の回答のみでは自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残る場合については、当該申請等を受理した後に、法第12条の規定に基づく報告又は資料の提出を求めること。

法第12条の運用は「報告又は資料の提出の措置の運用について（通達）」（令和２年12月25日付け警察庁丁規発第145号）に定められているが、不動文字で簡素化された別記様式１・２を添付するので、活用するなど事務の合理化を図ること。

5　２及び３の取扱いに係る広報について

別添を参考に、標記について窓口かつホームページ等で広報し、申請者等の負担軽減に努めること。

～別添省略～

別記様式１

第　　号
年　　月　　日

殿

公安委員会　　印

報　告　・　資　料　提　出　要　求　書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、下記のとおり報告・資料提出を求めます。

報 告 事 項	
提 出 資 料	使用の本拠の位置を確認することができる次のいずれかの書面 ・　電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等 ・　使用の本拠の位置を宛先として配達された郵便物 ・　その他使用の本拠の位置を確認することができる書面
報告・資料提出の期日	年　　月　　日

備考１　報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。

２　提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付して回答して下さい。

３　報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。

４　報告・資料提出の期日までに回答をせず、又は虚偽の回答をした場合は、10万円以下の罰金に処されることがあります。

連絡先

〒（　　）

警察本部　　部　　課　　係

警察署　　課　　係

（　　）　　局　　番

別記様式２

年　　月　　日

公安委員会　殿

住所　〒（　　）

（　　）　　局　　番

氏名

報　告　・　資　料　提　出　回　答　書

報告事項・提出資料については、下記のとおり回答します。

報 告 事 項	
提 出 資 料	次の☑の資料を提出します。 □　電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等 □　使用の本拠の位置を宛先として配達された郵便物 □　その他使用の本拠の位置を確認することができる書面

備考　法人は、住所、氏名の欄に、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

原議保存期間１０年
(平成２５年１２月３１日まで保存)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長　殿
（参考送付先）
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第７４号
平成１５年１０月１５日
警察庁交通局交通規制課長

自動車の保管場所証明等事務に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈基準について

自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「保管場所法」という。）に基づく、登録自動車に係る保管場所証明並びに登録自動車及び軽自動車に係る保管場所の届出に関する事務については、「自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について」（平成３年５月１０日付け警察庁丁規発第５２号）等により運用しているが、平成１５年９月１９日の閣議において、全国規模で実施すべき規制改革事項の一つとして、自動車の保管場所に関する基準の明確化について報告されたところである。これに関し、「自動車の使用の本拠の位置」の解釈基準は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

１　自動車の使用の本拠の位置

自動車の使用の本拠の位置とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、具体的には、自動車を運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をするという実態を備えている場所であるか否かで判断することとなる。

なお、道路運送車両法における「自動車の使用の本拠」についても、「自動車を運行の用に供する場合において当該場所を拠点として使用し、かつ、点検整備、運行管理等自動車の使用を管理する場所である。通常は、自動車の使用者の住所がそれに該当するが、店舗、事務所等他の場所であってもその場所において前述のような機能が営まれていれば、その場所が使用の本拠となる。しかしながら、そのような機能が果たせない自動車の置場、例えば単なる貸し車庫等は、保管場所とはなっても使用の本拠には該当しない。」と解されている（「自動車の使用の本拠の位置について（回答）」（運輸省自動車交通局技術安全部管理課長から警察庁交通局都市交通対策課長あて平成７年８月１５日付け自管第５２号））。

２　自動車の保有者

自動車の保有者とは、「自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの」をいい（保管場所法第２条第２号、自動車損害賠償保障法第２条第３項）、例えば、自家用自動車の所有者、自動車運送事業者、レンタカー業者、リース形態の場合の自動車の賃借人等は、通常これに該当する。

3　自動車の管理責任者

自動車の管理責任者とは、自動車の保有者から当該自動車について一定期間継続して管理を委託され、その運行に関して責任を負う者をいい、例えば、自動車の保有者から当該自動車を別荘で管理する旨依頼された別荘管理人は、通常これに該当する。

4　「使用の本拠の位置」の認定に係る具体的取扱い

(1) 自然人に係る具体的取扱い

ア　住民登録がなされている住所の場合

自動車の保有者その他自動車の管理責任者（以下「保有者等」という。）の住所が住民登録されている場合には、通常、使用の本拠の位置として認められるが、住民登録の事実のみで、実際に居住している実態がなく、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理する機能を有していない場合は、当該住所地は、使用の本拠の位置には該当しない。

イ　住民登録がなされていない転居先等の場合

保有者等が転居したばかりで、まだ住民登録されていない場合等、そこを生活の本拠として実際に自動車を使用しており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用をそこで管理している実態があるときは、使用の本拠の位置として認められることもあり得る。

ウ　別荘の場合

保有者等が、夏季などに長期間継続して又は頻繁に別荘で生活している場合には、当該別荘が、自動車を使用して営む生活の事実上の拠点となっており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理する機能を有しているときは、その所在地が使用の本拠の位置として認められることもあり得る。

エ　個人事業者の事務所等の場合

個人事業者の事務所や店舗は、その者の住所又は居所ではないが、業務上の活動の拠点であり、自動車もこれらの事務所等を拠点として使用され、そこで点検整備、運行管理等がされる場合がある。この場合には、そこで実際に事業が行われており、かつ、当該自動車は当該事業のために使用されていて、単に通勤等に使用されるものではないときは、これらの事務所等の所在地が使用の本拠の位置として認められることもあり得る。

(2) 法人に係る具体的取扱い

ア　法人登記がなされている営業所の場合

自動車の保有者が法人である場合に本店・支店として登記されている営業所は、通常、使用の本拠として認められ得るが、登記の事実のみで、実際に営業活動が行われている実態がなく、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理する機能を有していない場合は、当該営業所の所在地は、使用の本拠の位置には該当しない。

イ　法人登記がなされていない営業所の場合

法人登記がなされていない営業所であっても、そこを営業活動の拠点として実際に自動車を使用しており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用

をそこで管理している実態があるときは、使用の本拠の位置として認められることもあり得る。

ウ　社員の個人宅等の場合

パソコン等の情報通信手段等を利用し、自宅や分散された単位オフィス（サテライトオフィス）等を職場として業務を行うテレワークの進展等により、法人の保有する自動車について、当該法人の社員の個人宅等を「使用の本拠の位置」とする申請等がなされることがある。

この場合には、そこを業務上の活動の拠点として実際に自動車を使用しており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用をそこで管理している実態があるときは、当該社員が当該自動車の管理責任者として認められ、かつ、その場所が「使用の本拠の位置」として認められることもあり得る。

5　留意事項

(1) 車庫飛ばし事案の防止

個々の申請・届出に係る「使用の本拠の位置」の認定に当たっては、いわゆる車庫飛ばし事案を防止する観点から、具体的事情に照らし、必要に応じ、現地を調査し、居住又は業務の実態、自動車の使用状況等について申請者等から聴取し、又は資料の提出を求めることなどに配意すること。

(2) 保管場所証明書の申請者の住所

自動車の登録申請書には印鑑証明書の添付を要する（自動車登録令第１６条）ことから、登録申請書に記載する申請者の住所は、印鑑証明書に記載されたものと同一でなければならない。

このため、保管場所証明書に記載する申請者の住所についても、住民登録・印鑑登録に係る住所（以下「登録住所」という。）と同一であることを要する。したがって、保管場所証明書の申請に当たっては、登録住所が「自動車の使用の本拠の位置」であるか否かを問わず、「住所」欄には登録住所を記載するよう指導すること。

(3) 教養の徹底

自動車の保管場所証明等事務に係る「使用の本拠の位置」の認定については、個々の申請・届出に係るそれぞれの事情を考慮の上で行うことは当然であるが、都道府県警察間又は警察署間において運用に不当な差異を生じさせ、一部の国民に不利益を与えることのないよう、保管場所業務担当者等職員への教養を徹底すること。

原議保存期間１０年
（平成24年12月31日まで）

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁規発第７６号
平成１４年６月２７日
警察庁交通局交通規制課長

行政書士法の一部を改正する法律の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について

行政書士法の一部を改正する法律（平成１３年法律第７７号。以下「改正法」という。）は平成１３年６月２７日に公布され、本年７月１日から施行されることとなった（別添参照）。

この度の法律改正の内容及び運用上の留意事項は次のとおりであるので、特に行政書士の関与の機会の多い自動車保管場所証明申請書等の取扱いについて遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において「法」とは改正法による改正後の行政書士法（昭和２６年法律第４号）をいうものとする。

記

１　改正の内容

(1) 改正の趣旨

この度の行政書士法の改正は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への的確な対応を図るため、目的規定を整備し、行政書士が作成することができる書類に係る官公署への提出手続を代理すること及び行政書士が作成することができる契約その他の書類を代理人として作成すること等の業務を行政書士の業務として明確化するとともに、日本行政書士会連合会が行政書士の登録をしたときに行政書士証票を交付することとしたものである。

(2) 主な改正内容

ア　法第１条の３第１号

改正法による改正前の行政書士法第１条の３においては、官公署に提出する書類の提出手続の代行及び当該書類の作成に関する相談について規定されていたが、このうち書類の提出手続の代行に関しては、許認可申請や届出の書類を依頼人に代わって官公署に提出する際に、窓口において書類の不備等があった場合、あくまで提出手続を代わって行う「使者」としての行政書士は、依頼人の意思を確認しなければ訂正をすることができないものとされてきた。

この度の法改正により、行政書士がその作成する書類の官公署への提出手続について代理することができることが明確化され、法第１条の３第１号の規定により、行政書士は許認可申請、届出等の手続について代理する場合には、自ら代理

人として提出書類の訂正等を行うことができることとなった。

イ　法第１条の３第２号

法第１条の３第２号の規定により、行政書士が代理人として契約その他に関する書類を作成することができることが明確化された。ここにいう「代理人として」とは、契約等についての代理人としてとの意味であり、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものと解されている。また、この規定により、行政書士は、契約書その他に関する書類に代理人として署名し、契約文言の修正等を行うことができることとなった。

２　法の運用に関する留意事項

(1) 委任状の取扱いについて

この度の法改正に伴い、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和３７年法律第１４５号）に定める自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書（以下「申請書等」という。）については、行政書士が代理人として作成又は提出する機会が増加するものと予想されるところである。

代理人の作成又は提出に係る申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合には、代理権の有無及び範囲を警察署長が確認する必要があることから、当該申請書等の受理に際しては、原則として委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）を添付させること。

なお、代理権の授与には必ずしも委任状が必要とはされていないことから、代理人が委任状を所持していない場合もあり得るが、自動車の保管場所証明等に係る事務を適正に遂行するためには、委任状等により代理権に係る確認を行うことが妥当であるため、委任状等の添付について行政書士会等に対し指導を行うこと。

(2) 本人の押印のない申請書等について

本人の記名はあるが押印がない申請書等については、これに代理人たる行政書士の記名押印があり、かつ、当該行政書士が当該申請書等の作成に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを有効な申請書等として取り扱うこと。

(3) 申請書等の記載事項の訂正について

代理人たる行政書士による申請書等の記載事項の訂正については、当該行政書士が当該申請書等の訂正に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを認めること。この場合、原則として委任状等を提出させること。ただし、既に委任状等が提出されている場合であって、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

(4) 申請書等の様式について

代理人たる行政書士による申請書等への記名押印に際し、申請書等の様式の変更について要望を受けた場合は、これには応じないこと。ただし、申請者等の住所、氏名等の記載欄に代理人として記名押印するために、当該欄の幅等を変更することなく、申請者等の住所、氏名等の記載位置を欄内で移動させ、又はその文字を縮小

させることは、差し支えない。

(5) 復代理について

行政書士に関することを所掌する総務省自治行政局行政課は、行政書士が、行政書士としての立場で本人から代理権を授与された業務について、復代理人を選任して本人のための代理行為を行わせることは、行政書士としての業務を他人に行わせることを禁止した行政書士法施行規則（昭和２６年総理府令第５号）第４条の規定に抵触するとの解釈を示しているところである。

このため、復代理人による申請書等を受理する際には、行政書士による復代理に該当しないことを確認すること。

なお、行政書士が、行政書士としての立場ではなく私人としての立場で代理権を授与された業務について復代理を行うことは、同条に抵触しないと解されているので留意すること。

3　その他

(1) 上記の留意事項については、警察庁から日本行政書士会連合会に対して指導を行っているところであるので、各都道府県警察においても、行政書士会等に対し所要の指導等を行うこと。

(2) 行政書士会等から改正法の施行に伴う申請書等の取扱いについて要望、苦情等を受理した場合には、交通規制課環境対策係まで速報すること。

別添

行政書士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十七号）新旧対照条文

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第一条　この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。 第一条の三　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一　前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。 二　前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三　前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。	（目的） 第一条　この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする。 第一条の三　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、同条の規定により行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続を代わって行い、又は当該書類の作成について相談に応ずることを業とすることができる。

（登録の申請及び決定）

第六条の二

1～3　（略）

4　日本行政書士会連合会は、第二項の規定により登録をしたときは当該申請者に行政書士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

（行政書士証票の返還）

第七条の二　行政書士の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、行政書士証票を日本行政書士会連合会に返還しなければならない。行政書士が第十四条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。

2　日本行政書士会連合会は、前項後段の規定に該当する行政書士が、行政書士の業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、行政書士証票をその者に再交付しなければならない。

（登録の細目）

第七条の三　この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、行政書士証票その他登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

（登録の申請及び決定）

第六条の二

1～3　（略）

4　日本行政書士会連合会は、第二項の規定により登録をしたときはその旨を、同項の規定により登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

（登録の細目）

第七条の二　この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿その他登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

原議保存期間	５年（平成31年３月31日）
有 効 期 間	一種（平成31年３月31日）

警　視　庁　交　通　部　長　　警察庁丁規発第８１号
各道府県警察（方面）本部長　殿　　平成２５年１２月９日
（参考送付先）　　警察庁交通局交通規制課長
各管区警察局広域調整（総務監察・広域調整）部長

代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について

代理人が、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に定める自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書（以下「申請書等」という。）を作成又は提出した場合における取扱い上の留意事項については、下記のとおりであるので遺憾のないようにされたい。

なお、「行政書士法の一部を改正する法律の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成14年６月27日付け警察庁丁規発第76号）及び「行政書士法の一部を改正する法律及び行政書士法施行規則の一部を改正する省令の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成16年８月13日付け警察庁丁規発第50号）は廃止する。

記

１　委任状の取扱いについて

代理人の作成又は提出に係る申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合には、代理権の有無及び範囲を警察署長が確認する必要があることから、当該申請書等の受理に際しては、原則として委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）を提出させること。

なお、代理権の授与には必ずしも委任状が必要とはされていないことから、代理人が委任状を所持していない場合もあり得るが、自動車の保管場所証明等に係る事務を適正に遂行するためには、委任状等により代理権に係る確認を行うことが妥当であるため、委任状等の提出について行政書士会等に対し指導を行うこと。

２　本人の押印のない申請書等について

本人の記名はあるが押印がない申請書等について、これに代理人の記名押印があり、かつ、当該代理人が当該申請書等の作成に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを有効な申請書等として取り扱うこと。

３　申請書等の記載事項の訂正について

代理人による申請書等の記載事項の訂正について、当該代理人が当該申請書等の訂正に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを認めるこ

と。この場合、原則として委任状等を提出させること。ただし、既に委任状等が提出されている場合であって、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

4　申請書等の様式について

代理人から、申請書等の様式の変更について要望を受けた場合、これに応じないこと。ただし、申請者等の住所、氏名等の記載欄に代理人として記名押印するために、当該欄の幅等を変更することなく、申請者等の住所、氏名等の記載位置を欄内で移動させ、又はその文字を縮小させることは、差し支えない。

5　復代理について

復代理人が作成若しくは提出した申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合又は当該復代理人が申請書等の記載事項を訂正する場合は、申請者等が作成する委任状等及び代理人が作成する委任状等により、復代理人の代理権の有無及び範囲を確認する必要があることから、原則として当該確認に必要な委任状等を提出させること。

原義保存期間30年
(平成52年12月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長
殿

警察庁丙規発第21号
平成22年12月13日
警察庁交通局長

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成22年国家公安委員会規則第６号。以下「改正規則」という。）は、平成22年11月５日に公布され、平成23年７月19日から施行されることとなった。

改正規則の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、改正規則が円滑かつ適切に施行されるよう事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」とは自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）を、「規則」とは改正規則による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第１号）を、「旧規則」とは改正規則による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則をいうものとする。

記

１　趣旨

旧規則では、自動車保管場所証明書の申請等の際に、配置図等と共に所在図（規則第１条第２項第２号の「申請に係る使用の本拠の位置並びに保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した保管場所の所在図」をいう。以下同じ。）の添付等を求めているところ、平成12年の規則改正により、申請等に係る自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置が、旧自動車のときと同一であるときについては、所在図の提出を原則として省略することができることとされている。

改正規則では、「「国民の声集中受付月間（第１回）」において提出された提案等への対処方針について」（平成22年６月18日閣議決定）及び「新成長戦略実現に向けた３段構えの経済対策」（平成22年９月10日閣議決定）を踏まえ、自動車保管場所証明書の申請等に係る手続を簡素化して申請者等の更なる負担軽減を図るため、自動車保管場所証明書の申請等における所在図の

添付等を省略することができる場合を拡大することとした。

2　内容

(1)　所在図の添付等の省略

自動車保管場所証明書の申請（自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）を利用した申請を含む。以下同じ。）又は自動車保管場所の届出を行う場合のうち、申請等に係る自動車の使用の本拠の位置が当該自動車の保管場所の位置と同一であるときについても、所在図の添付等を省略することができることとした。

ここで、「申請等に係る自動車の使用の本拠の位置が当該自動車の保管場所の位置と同一」であるとは、原則として使用の本拠の位置の地番と保管場所の位置の地番が同一である場合をいうものであり、

○　申請者等の住居又は所在地が一軒家等であれば、その敷地内に保管場所がある場合

○　申請者等の住居又は所在地が集合住宅等であれば、その敷地内に当該集合住宅等に附属する保管場所がある場合

等が該当する。

(2)　警察署長による所在図の提出の求め

改正規則により所在図の添付等を省略することができる場合であっても、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができることとした。

(3)　自動車保管場所証明申請書等の様式の改正

所在図の添付等を省略することができる場合を拡大したことに伴い、自動車保管場所証明申請書等の様式に係る規定を整備した。

3　留意事項

(1)　自動車保管場所証明書の申請等は多数の国民が関わる行政手続であることから、改正規則の運用が円滑かつ適正に行われるよう、改正規則について、関係事業者等に対する周知を図るとともに、職員及び関係業務の受託者に対する教養及び指導を徹底すること。

(2)　今回の規則改正は、保管場所の要件の審査の重要性及び現地調査の取扱いに、何ら変更を及ぼすものではない。

(3)　警察署長が所在図の提出を求めることができる「特に必要があると認めるとき」とは、所在図がなければ保管場所の位置の特定に支障が生じる場合等がこれに当たることから、地図による確認等により容易に保管場所の位置が特定できる場合等については、今回の規則改正の趣旨を踏まえ、安

易に所在図の提出を求める措置をとらないこと。

(4)　旧規則別記様式第１号及び別記様式第２号による現行の自動車保管場所証明申請書等の様式については、改正規則附則第２条により、当分の間引き続き使用することは差し支えないこととされているが、可能な限り速やかに新たな様式に切り替えること。

(5)　OSSシステムの仕様変更については、別途通知する。

原議保存期間	５年（平成31年３月31日）
有 効 期 間	一種（平成31年３月31日）

警　視　庁　交　通　部　長　　警察庁丁規発第６号
各道府県警察（方面）本部長　殿　　平成２６年１月２０日
（参考送付先）　　警察庁交通局交通規制課長
各管区警察局広域調整（総務監察・広域調整）部長

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）の運用に関する細目については下記のとおりであるので遺憾のないようにされたい。

なお、「行政書士法施行規則の一部改正について（通達）」（平成17年12月21日付け警察庁丁規発第71号）及び「OSSを利用した自動車保管場所証明に係る申請に対する自動車保管場所標章の交付方法について」（平成22年５月21日付け警察庁丁規発第29号）は廃止する。

記

１　車台番号照会について

(1) 登録情報処理機関に対する車台番号照会のタイミング

OSSシステムを用いた、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第４条第１項ただし書に規定する申請（以下「通知申請」という。）では、車台番号が確定していない場合には、申請者は、車台番号に代わるものとして、自動車販売店から提供される固有の番号(車両特定番号）を用いて申請することが可能であり、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長(以下「警察署長」という。）は、当該申請に係る審査の過程において、道路運送車両法(昭和26年法律第185号）第６章の２に規定する登録情報処理機関に対し、当該車両特定番号をもとに車台番号を照会することとなる。車台番号については、申請後の任意の時期に登録情報処理機関に提供され、登録情報処理機関は、その提供を受けて、警察署長からの照会に回答することとなるが、当該申請に対する審査期間を短縮するため、当該照会にあっては、当該申請に係るすべての補正が終わった時点で行うこととされたい。

なお、OSSシステムでは、申請に係る補正指導と登録情報処理機関に対する車台番号照会を同時に行うことはできないので、注意されたい。

(2) 車台番号照会期間及び補正可能期間を超過した場合の扱い

登録情報処理機関に対する車台番号の照会期間は、登録情報処理機関側のシステムの設定上、登録情報処理機関において検索が開始された日から30日間(土日、

祝祭日を含む。）とされており、また、通知申請に係る補正可能期間は、OSSシステムの設定上、申請に係る補正指導が行われた日の翌日から５日間(土日、祝祭日、年末年始を除く。)とされている。

行政手続法(平成５年法律第88号）第７条によれば、申請が到達した行政庁は、申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請によって求められた許認可等を拒否しなければならないこととされている。この点について、通知申請においても、上記の期間内に、車台番号の照会を行い、又は申請の補正を求めることとなるが、これらの期間内に、車台番号について回答が得られない(登録情報処理機関に車両特定番号に対応する車台番号が提供されない。）又は申請者からの補正がなされない場合は、申請の形式上の要件に適合しない申請として、当該申請を却下することとなる。

２　代理人によるOSSに係る申請における申請者本人と代理人との委任関係の確認に関する受付機能ついて

(1) 住民基本台帳カード又は商業登記電子証明書によるOSSに係る申請データの受付機能

OSSのインターフェイスシステム(以下「インターフェイス」という。）における申請受付時に、住民基本台帳カード又は商業登記電子証明書（以下「住基カード等」という。）を使用することにより申請データに付された電子署名の検証及び申請データと委任状データの突合を行っている。

(2) 印鑑証明書等によるOSSに係る申請データの受付機能

印鑑証明書等によるOSSに係る申請では、申請者は住基カード等を使用せずに申請を行うこととなるため、インターフェイスにおける電子署名の検証等の作業に代えて、代理人が国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方運輸支局長、運輸管理部長若しくは運輸支局長(以下「国土交通大臣等」という。）に当該申請に係る印鑑証明書等を持参し、当該国土交通大臣等がその原本を確認し、申請者本人と代理人との委任関係を確認した上で、委任関係を有効と判断したものについては、国土交通大臣等の決裁の後「当該申請の委任関係を確認した」旨の電文をインターフェイスに送信することとなる。インターフェイスにおいて、受理した上記電文に係る申請データのみについて、保管場所証明を含むその後の手続に進めることとなるものである。

(3) 印鑑証明書等によるOSSに係る申請データの受付機能に関する留意事項

上記(2)に記載した国土交通大臣等からインターフェイスへの電文の送信等の手続については、国土交通大臣等から警察署長への情報の通知として取り扱うものとし、その細部については、国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課長と警察庁交通局交通規制課長の間で申合せを行っているので、参照すること(別添１参照)。

3　一括申請機能について

OSSにより大量に申請を行う必要があるため一括申請を行おうとする者は、当該機能の使用等に関する利用規約への同意を行い、OSSのシステム管理者の承認を得て、当該申請者が申請に用いるシステムからインターフェイスに対して申請データを一括して申請するために必要なプログラム、ID及びパスワードを取得する。当該申請者は、上記プログラムをシステムに組込むことにより、大量の申請データの送信・処理進捗状況の確認作業の自動化が可能となるものである。

なお、上記プログラムを利用した申請は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成３年国家公安委員会規則第１号）第２条第２項の内容を充足するものである。

4　本部標章交付機能について

本部標章交付機能は、OSSシステムを利用した保管場所標章の交付の申請（以下「標章交付申請」という。）の際に、OSS申請画面で標章受領場所を警察本部とするか、警察署とするかを申請者等が選択することで、警察署に加えて、警察本部においても保管場所標章（以下「標章」という。）を交付できる仕組みであるので、導入に当たっては、以下の点に留意すること。

(1) 大量の標章交付申請を取り扱う各都府県自動車販売協会(以下「協会」という。)等を申請代理人とするものについては、あらかじめ協会等と協議の上、一定期間中の申請に係る標章を定期的に一括して警察本部で交付することができる仕組みとし、当該仕組みについて協会等と文書で確認すること(別添２参照)。

(2) 警察本部で標章を交付する場合についても、標章の交付日時及び交付先を記録し、受領者から受領印を受けるなど、交付事実を記録化するための措置を講ずること。

5　保管場所証明事務を行う警察署に対する指導事項

(1) 通知申請の有無等の確認の励行

通知申請の有無の確認を１日に複数回行い、申請が長時間放置されることのないよう努めるとともに、車台番号が確定していない車両に係る申請について登録情報処理機関に車台番号を照会した場合、回答の有無について定期的に確認する等、事務の進捗状況をこまめに確認し、無用な処理期間の遅滞がないよう努めること。

(2) 通知申請の迅速な処理

通知申請を認知したときは、現地調査員に対する速やかな引継ぎを行い、決裁終了後は当日のうちに当該運輸支局への通知の手続を行うなど可能な限り迅速に処理し、通知申請の処理期間の短縮に努めること。

(3) 本部による処理状況の点検及び巡回指導の実施

本部主管課は、本部に設置してある端末を用い定期的に通知申請の処理進捗状況を確認し、処理の遅滞を発見した場合は、所轄警察署に対し必要な指示を行う

こと。また、各署に対し定期的に巡回を行い、保管場所証明事務担当者に対して教養を徹底し、通知申請の処理手続について習熟を図るとともに、申請の処理手続が適正に行われていること等を確認し、必要に応じ是正指導を行うこと。

6　OSSの運用における行政書士法及び行政書士法施行規則に関する留意事項

行政書士法（昭和26年法律第４号）第19条第１項ただし書により、「定型的かつ容易に行えるものとして総務省令の定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者」が電磁的記録を作成する場合については、業として行政書士法第１条の２に規定する業務を行うことができるところ、行政書士法施行規則第20条第２項の規定により、行政書士法第19条第１項ただし書に規定する総務省令で定める者は、社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）とされている。

行政書士法施行規則第20条第１項の規定により、通知申請の手続において、自販連が業として行うことができるのは、自動車保管場所証明申請書に記載すべき事項の入力に限られ、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第１条第２項各号に掲げる書面(使用権原疎明書面、所在図及び配置図。以下「使用権原疎明書面等」という。）に係る電磁的記録の作成を業として行うことはできない。したがって、これを業として行った場合は行政書士法違反となることから、各都道府県警察にあっては、各自販連支部、自販連会員ディーラー及び系列販売協会に対し、法令の遵守が図られるよう所要の指導等を行うこと。

なお、行政書士法及び行政書士施行規則に照らし、通知申請を行おうとする場合における以下の行為について、総務省令で定める者が他人の依頼を受け報酬を得て行うことができるのか否かについて、総務省自治行政局行政課に照会したところ、それぞれ次のとおり回答があったので、各自販連支部、自販連会員ディーラー及び系列販売協会に対して指導等を行う際の参考とされたい。

(1)　電子計算機用ソフトウェアを使用して、使用権原疎明書面等に係る電磁的記録を作成する行為((2) の行為を除く。)

この行為は、行政書士法第１条の２に規定する業務に該当し、かつ、行政書士法施行規則第20条に定める手続にも含まれないことから、総務省令で定める者が他人の依頼を受け報酬を得て行うことはできない。

(2)　画像データに変換されて警察署長に送信される使用権原疎明書面等であって既に作成されているものについて、これをスキャナーで読み取る行為

この行為は、行政書士法第１条の２に規定する電磁的記録を作成する業務に該当しないため、総務省令で定める者が他人の依頼を受け報酬を得て行うことができる。

なお、総務省令で定める者以外の者が行う場合でも法上の問題を生じない。

(3)　既に作成されている使用権原疎明書面等に係る電磁的記録を読み取り又は送信を受け(読み取りをし又は送信を受ける電子情報処理組織の端末におけるプログ

ラムが自動的に行うデータ変換、並び替え、画面上の配置を含む。）た上、そのまま0SSシステムを用いて警察署長に送信する行為

(2)に同じ。

～　別添省略

報酬額統計調査結果

日行連
自動車保管場所証明（登録車）　　調査期間　2015年1月～2015年12月

回答数	2千円未満	2千円～4千円未満	4千円～6千円未満	6千円～8千円未満	8千円～1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
413件	2件	14件	120件	123件	54件	85件	12件	2件	7,868円	1,050円	30,000円	5,000円

（45件）

日行連
自動車保管場所届出（軽自動車）　　調査期間　2015年1月～2015年12月

回答数	2千円未満	2千円～4千円未満	4千円～6千円未満	6千円～8千円未満	8千円～1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
182件	3件	31件	76件	40件	11件	16件	3件	2件	6,559円	1,700円	30,000円	5,000円

（33件）

神奈川会
自動車保管場所証明（登録車）　　調査期間　2020年12月～2021年1月

回答数	7千円未満	7千円～8千円未満	8千円～1万円未満	1万円～1.2万円未満	1.2万円～1.5万円未満	1.5万円～2万円未満	2万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
39件	4件	4件	8件	16件	4件	2件	1件	10,000円	5,000円	20,000円	10,000円

（8件）

神奈川会
自動車保管場所届出（軽自動車）　　調査期間　2020年12月～2021年1月

回答数	6千円未満	6千円～7千円未満	7千円～8千円未満	8千円～9千円未満	9千円～1万円未満	1万円～1.2万円未満	1.2万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
19件	5件	3件	2件	2件	0件	5件	2件	8,000円	4,000円	15,000円	5,500円

（4件）

※最頻値の欄外の括弧書きは、最頻値の件数を表す。